

有価証券報告書

事業年度 自 平成 21 年 4 月 1 日
(第 9 期) 至 平成 22 年 3 月 31 日



(E03610)

第9期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

	頁
第9期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	35
3 【対処すべき課題】	35
4 【事業等のリスク】	37
5 【経営上の重要な契約等】	44
6 【研究開発活動】	44
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	45
第3 【設備の状況】	55
1 【設備投資等の概要】	55
2 【主要な設備の状況】	56
3 【設備の新設、除却等の計画】	58
第4 【提出会社の状況】	59
1 【株式等の状況】	59
2 【自己株式の取得等の状況】	79
3 【配当政策】	81
4 【株価の推移】	82
5 【役員の状況】	83
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	91
第5 【経理の状況】	111
1 【連結財務諸表等】	112
2 【財務諸表等】	183
第6 【提出会社の株式事務の概要】	201
第7 【提出会社の参考情報】	202
1 【提出会社の親会社等の情報】	202
2 【その他の参考情報】	202
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	204
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月28日

【事業年度】 第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号
(平成22年6月25日から本店所在地 大阪市中央区備後町二丁目2番1号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,047,056	1,153,316	1,114,441	979,276	875,130
うち連結信託報酬	百万円	36,684	40,438	41,380	35,414	28,727
連結経常利益	百万円	368,341	409,855	233,712	114,402	152,314
連結当期純利益	百万円	383,288	664,899	302,818	123,910	132,230
連結純資産額	百万円	1,657,084	1,970,139	2,524,656	2,178,084	2,271,897
連結総資産額	百万円	40,399,547	39,985,678	39,916,171	39,863,143	40,743,531
1株当たり純資産額	円	△78,499.52	△23,676.18	△13,711.01	△303.63	44.77
1株当たり当期純利益金額	円	31,943.14	53,933.18	23,690.06	76.27	88.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	17,053.00	34,237.60	16,401.22	53.83	52.94
自己資本比率	%	—	4.53	5.98	5.13	5.26
連結自己資本比率 (第二基準)	%	9.97	10.56	14.28	13.45	13.81
連結自己資本利益率	%	—	38.33	14.41	5.58	6.30
連結株価収益率	倍	12.67	5.87	7.00	17.17	13.38
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△484,649	21,119	△1,153,782	1,469,230	1,024,489
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△541,071	363,230	589,524	△1,155,104	△858,062
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△242,934	△538,537	396,337	△356,430	7,651
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	1,475,689	1,321,557	1,153,744	1,111,291	1,285,371
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	16,123 [15,489]	16,245 [15,476]	16,344 [15,532]	16,498 [15,701]	16,756 [14,384]
合算信託財産額	百万円	30,041,312	34,203,001	36,733,534	34,420,340	26,709,717

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。なお、平成17年度は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
- 6 連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
- 7 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
- 8 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 9 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。
- (参考)
期間比較可能性の観点から、一株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

		平成17年度	平成18年度	平成19年度
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△784.99	△236.76	△137.11
1株当たり当期純利益金額	円	319.43	539.33	236.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	170.53	342.37	164.01

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	百万円	317,582	395,828	600,477	185,577	39,048
経常利益	百万円	302,129	384,444	590,287	179,348	32,606
当期純利益	百万円	299,043	419,123	624,674	174,105	34,979
資本金	百万円	327,201	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		11,399	11,399	11,399	1,139,957	1,214,957
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		9,437	8,825	8,964	868,300	861,300
純資産額	百万円	1,017,061	897,518	1,940,702	1,804,588	1,697,902
総資産額	百万円	1,408,841	1,364,041	2,227,950	2,028,359	1,809,145
1株当たり純資産額	円	△134,655.91	△103,901.93	△53,005.27	△530.04	△345.10
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		1,000	1,000	1,000	10.00	10.00
		乙種第一回	乙種第一回	乙種第一回		
		優先株式	優先株式	優先株式		
		6,360	6,360	6,360		
		丙種第一回	丙種第一回	丙種第一回	丙種第一回	丙種第一回
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		6,800	6,800	6,800	68.00	68.00
		丁種第一回	丁種第一回	丁種第一回		
		優先株式	優先株式	優先株式		
		10,000	10,000	10,000		
		戊種第一回	戊種第一回	戊種第一回	戊種第一回	戊種第一回
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		14,380	14,380	14,380	14,380	
		己種第一回	己種第一回	己種第一回	己種第一回	己種第一回
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		18,500	18,500	18,500	18,500	185.00
		第1種第一回	第1種第一回	第1種第一回	第1種第一回	第1種第一回
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		1,188	1,688	1,688	2,564	31.90
		第2種第一回	第2種第一回	第2種第一回	第2種第一回	第2種第一回
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		1,188	1,688	1,688	2,564	31.90
		第3種第一回	第3種第一回	第3種第一回	第3種第一回	第3種第一回
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		1,188	1,688	1,688	2,564	31.90
		第4種	第4種	第4種	第4種	第4種
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
			57,918		99,250	992.50
					54,622	918.75
					第9種	第9種
					優先株式	優先株式
			26,769	325.50		
			(普通株式	(普通株式		
			—	—		
			甲種第一回	甲種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			乙種第一回	乙種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			丙種第一回	丙種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			丁種第一回	丁種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			戊種第一回	戊種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			己種第一回	己種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			第1種第一回	第1種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			第2種第一回	第2種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			第3種第一回	第3種第一回		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			第4種	第4種		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			第5種	第5種		
			優先株式	優先株式		
			—	—		
			第9種	第9種		
			優先株式	優先株式		
			—	—		

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
1株当たり当期純利益金額	円	24,536.53	32,367.71	51,933.83	120.97	1.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	13,304.80	20,941.34	34,107.57	76.78	1.28
自己資本比率	%	72.19	65.79	87.10	88.96	93.85
自己資本利益率	%	—	43.78	44.01	9.29	1.99
株価収益率	倍	16.50	9.79	3.19	10.82	888.72
配当性向	%	4.07	3.08	1.92	8.26	751.87
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	381 [13]	427 [17]	474 [21]	521 [19]	508 [15]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第6期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第6期(平成19年3月)から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。
- 6 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しております。
- 7 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 8 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から、一株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

回次		第5期	第6期	第7期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
1株当たり純資産額	円	△1,346.55	△1,039.01	△530.05
1株当たり当期純利益金額	円	245.36	323.67	519.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	133.04	209.41	341.07

2 【沿革】

- 平成13年12月 株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行が、株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立。
- 12月 当社普通株式を株式会社大阪証券取引所並びに株式会社東京証券取引所の各市場第一部に上場。
- 平成14年2月 株式会社大和銀行より大和銀信託銀行株式会社の株式を取得し、同行が当社の完全子会社となる。
- 3月 株式会社あさひ銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。
- 3月 大和銀信託銀行株式会社が、会社分割により株式会社大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引継ぎ、営業を開始。
- 3月 当社保有の大和銀信託銀行株式会社の株式の一部を国内金融機関12社及びクレディ・アグリコルS.A. (フランス)の子会社で同社グループのアセットマネジメント部門を統括するセジェスパーに譲渡。
- 4月 新しいグループ名を「りそなグループ」とする。
- 9月 あさひ信託銀行株式会社が、営業の一部(投資信託受託業務等)を大和銀信託銀行株式会社へ営業譲渡。
- 10月 株式会社大和銀行が、あさひ信託銀行株式会社を吸収合併。
- 10月 当社の商号を株式会社りそなホールディングスに変更。
- 11月 当社所有のりそな信託銀行株式会社(旧 大和銀信託銀行株式会社)の株式の一部を国内金融機関12社に譲渡することを取締役会において決定。
- 平成15年1月 香港大手金融機関の東亜銀行と、アジア地域の金融サービスに関する業務提携につき合意。
- 3月 株式会社大和銀行と株式会社あさひ銀行が、分割・合併により株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行に再編。
- 7月 株式会社りそな銀行が、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行。
- 8月 当社と株式会社りそな銀行との株式交換により預金保険機構が当社普通株式及び議決権付優先株式を取得。
- 平成17年1月 外部株主が保有するりそな信託銀行株式会社の株式の一部について買取を実施。
- 3月 りそな信託銀行株式会社が、株式交換により当社の完全子会社となる。
- 平成18年1月 株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行が合併。
- 平成21年4月 株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併。

3 【事業の内容】

当社は、完全子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行等とともに、りそなグループを構成しております。

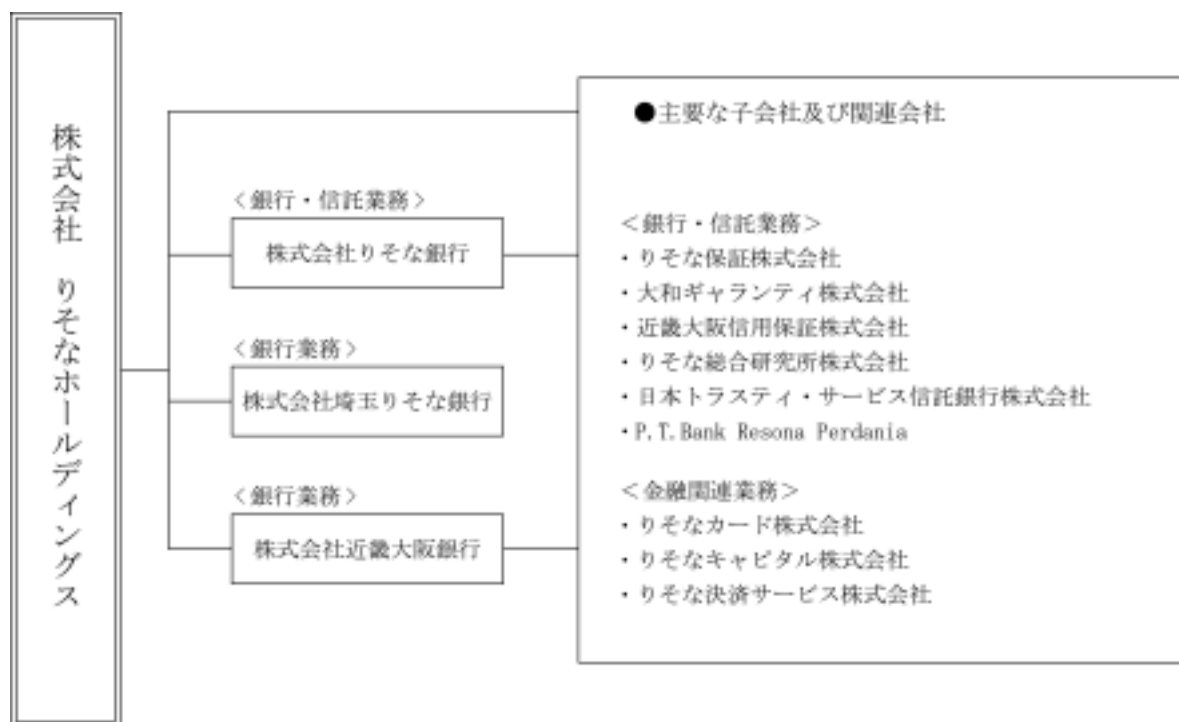
当連結会計年度におきましては、信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的として株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社の合併を実施いたしました。

結果、当連結会計年度末における当社グループの連結会社数は、国内連結子会社13社、海外連結子会社5社及び持分法適用関連会社2社となっております。

これらのグループ会社は、銀行信託業務のほか、クレジット・カード業務等の金融サービスを提供しております。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

[当社グループの事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社 りそな銀行 (注) 1, 2, 4, 8	大阪市 中央区	279,928	銀行 信託	100.0	6 (6)	—	経営管理 預金取引 関係	当社に建 物の一部 を賃貸	—
株式会社 埼玉りそな銀行 (注) 1, 2, 4	さいたま市 浦和区	70,000	銀行	100.0	2 (2)	—	経営管理 金銭貸借 関係	当社に建 物の一部 を賃貸	—
株式会社 近畿大阪銀行 (注) 1	大阪市 中央区	38,971	銀行	100.0	2 (2)	—	経営管理 金銭貸借 関係	—	—
りそな保証 株式会社	さいたま市 浦和区	14,000	信用保証	100.0 (49.0)	1	—	経営管理	—	—
大和ギャランティ 株式会社	大阪市 中央区	6,000	信用保証	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
近畿大阪信用保証 株式会社	大阪市 中央区	6,397	信用保証	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
りそな決済 サービス 株式会社	東京都 中央区	1,000	ファクタリ ング	100.0	1	—	経営管理	—	—
りそな債権回収 株式会社	東京都 千代田区	500	債権管理 回収	100.0	1	—	経営管理	—	—
りそなカード 株式会社	東京都 江東区	1,000	クレジット カード、 信用保証	58.2 (8.3) [17.9]	1	—	経営管理	—	—
りそなキャピタル 株式会社	東京都 中央区	10,649	ベンチャー キャピタル	98.1 (3.3) [1.8]	1	—	経営管理	—	—
りそな総合研究所 株式会社	大阪市 中央区	100	コンサル ティング	92.4 (42.6) [7.5]	1	—	経営管理	—	—
りそなビジネス サービス株式会社	東京都 台東区	80	事務等受託	100.0	2	—	経営管理	—	—
りそな人事 サポート株式会社	大阪市 中央区	60	人材派遣、 福利厚生	100.0	2	—	経営管理 人材派遣 関係 業務委託 関係	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
P. T. Bank Resona Perdania (注) 7	インドネシア 共和国 ジャカルタ	百万インド ネシアルピア 285,000	銀行	43.4 (43.4)	—	—	—	—	—
P. T. Resona Indonesia Finance	インドネシア 共和国 ジャカルタ	百万インド ネシアルピア 25,000	リース	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
TD Consulting Co., Limited (注) 7	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルテ ィング	49.0 (49.0)	—	—	—	—	—
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領 西インド諸島 グランド ケイマン島	千米ドル 10	ファイナ ンス	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited (注) 1	英国領 西インド諸島 グランド ケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナ ンス	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
(持分法適用 関連会社)									
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社	東京都 中央区	51,000	信託 銀行	33.3 (33.3)	—	—	—	—	—
日本トラスティ 情報システム 株式会社	東京都 府中市	300	情報処理 サービス	33.3 (33.3)	1	—	—	—	—

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行、Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limitedの4社であります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行であります。
- 3 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社はありません。
- 4 上記関係会社のうち、連結財務諸表の経常収益に占める連結子会社の経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の割合が100分の10を超える会社は、株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行であります。なお、株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行は有価証券報告書を提出しており、主要な損益情報等は省略しております。
- 5 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 6 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
- 7 当社の議決権所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
- 8 株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で株式会社りそな銀行を存続会社として合併いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	16,756 [14,384]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員14,259人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
508 [15]	42.5	18.3	9,005

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他3社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
なお、嘱託及び臨時従業員は15人です。
2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3 平均年間給与は、平成22年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与(時間外手当を含む)の合計額を基に算出しております。
4 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当連結会計年度の世界経済は、各国の金融・財政政策の効果が現れる中、年度後半にかけて新興国主導で景気の持ち直しが続きました。

米国経済は、雇用面に厳しさが残るものの、大型財政政策や消費刺激策が奏功し、個人消費や住宅販売の下げ止まりがみられる中、消費者や企業の心理が徐々に改善しました。商業用不動産を巡る不良債権への懸念が残るものの、大手金融機関は一時の経営危機を脱し、相次いで公的資金の返済に動きました。

欧州では、各国の政策効果もあり緩やかな景気持ち直し傾向となったものの、年末以降、南欧の一部の国の財政危機が顕在化すると、加盟国ごとに財政政策が分離されている単一通貨ユーロの信認が問われる事態となりました。

一方、中国では大型財政政策や消費刺激策が奏功し、内需、外需ともに力強い回復を示しました。中国はドイツを抜いて世界最大の輸出国に浮上、自動車販売台数でも米国を抜き世界一となりました。中国の加工貿易の成長に伴い資源需要が急激に高まり、他の資源国経済の回復に大きく寄与したほか、旺盛な内需は先進国を始め、世界経済全体の回復を牽引する役割を果たしました。

このような世界経済情勢の下、わが国では平成20年秋以降急減していた輸出がアジア向けを中心に回復に転じ、生産は平成21年2月を底に増産傾向を辿りました。政府の消費刺激策もあり、企業の業績改善が急ピッチで進み、10-12月期法人企業統計では全産業合計で10四半期ぶりの経常増益となりました。しかし、一方で企業の設備・雇用の過剰感は依然として強く、設備投資は7四半期連続で前年を下回りました。個人消費は厳しい雇用・所得環境の中、政策効果で一定の回復が見られたものの、依然大きな需給ギャップを反映して、物価はなお上昇に至らず、政府は11月の月例経済報告の中で、3年5ヶ月ぶりに日本経済がデフレ状況にあるとの認識を示しました。

国内金融資本市場は、景気の持ち直しや海外金融危機の沈静化を受けて、落ち着きを取り戻しました。日経平均株価は4月上旬の8,000円台の水準から概ね回復基調が継続し、7月には1万円台を回復しました。その後はドバイ債務問題や国際金融市場の動揺などから調整する局面もありましたが、良好な企業業績や海外株高を好感し、3月末には約1年半ぶりに1万1,000円台を回復しました。こうした中、長引くデフレ状況への対応策として、日本銀行は12月に追加的な資金供給に踏み切り、3月の金融政策決定会合では更に追加的な金融緩和措置を講じました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は、一時的に上昇する局面はあったものの、総じて落ち着いた動きとなり、期末にかけては1.3～1.4%のレンジでもみ合いとなりました。円の対ドルレートは、米国の低金利政策に伴う日米金利差縮小を背景に、4月上旬の101円台から、年後半にかけて円高基調となりました。一時84円台後半まで円高が進みましたが、日銀の追加的な金融緩和を受けて、1月には93円台まで円安に振れました。その後は、欧州財政問題の顕在化やわが国低金利政策の継続観測を背景に、88～93円台での推移となりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に「経営の健全化のための計画（以下、健全化計画）～りそな再生のための集中再生期間における計画～」(HOPのための計画)、平成16年11月には集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた第2のステージにおける健全化計画として、「サービス業への進化をめざして」(STEPのための計画)、平成18年11月には「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける健全化計画として「選ばれる金融サービス企業をめざして」(JUMPのための計画)を策定・公表し、「事業の選択と集中」や「業務運営の変革」に向けた様々な改革に取り組んでまいりました。

従来のりそなの改革では、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革に取り組むとともに、『りそな』の差別化戦略（「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」）に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成20年11月に真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示しするべく、あらゆる改革を進めております。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしております。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指しております。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、地域に根付いた金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。さらに、グループの企業価値向上のため、平成21年4月1日にりそな信託銀行株式会社と合併した株式会社りそな銀行については、商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信認をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、信託機能を活用したソリューションをご提供してまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行っております。

(業績)

当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比8,803億円増加して40兆7,435億円となりました。

資産では有価証券が前連結会計年度末比9,036億円増加して8兆9,153億円に、コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比2,138億円増加して8,724億円に、現金預け金が前連結会計年度末比2,033億円増加して1兆6,076億円になりましたが、貸出金は前連結会計年度末比2,457億円減少して26兆2,635億円となりました。

負債につきましては、預金が前連結会計年度末比8,478億円増加して32兆9,556億円に、譲渡性預金が前連結会計年度末比5,375億円増加して1兆1,195億円になりましたが、売現先勘定は前連結会計年度末比6,574億円減少して1,329億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比3,259億円増加し、12兆7,412億円となっております。

純資産の部につきましては、第9種優先株式の取得・消却などにより、株主資本合計が前連結会計年度末比79億円減少して2兆131億円になりましたほか、その他有価証券評価差額金の増加などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比1,064億円増加して1,333億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比45億円減少して1,253億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比938億円増加して2兆2,718億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、44円77銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比1,041億円減少し、8,751億円となりました。内訳を見ますと、貸出金の利回りの低下などにより資金運用収益が前連結会計年度比887億円減少して5,887億円となったほか、その他経常収益が前連結会計年度比102億円減少して256億円に、信託報酬が前連結会計年度比66億円減少して287億円となりました。

経常費用は、前連結会計年度比1,420億円減少し、7,228億円となりました。内訳では、与信費用の大幅な減少などによりその他経常費用が前連結会計年度比1,124億円減少して1,642億円となったほか、預金金利の低下などにより、資金調達費用が前連結会計年度比411億円減少して892億円になりました。

特別利益は、前連結会計年度比988億円減少して287億円になりました。これは、前連結会計年度に当社の連結子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルを売却した際の売却益を計上したことなどによるものであります。一方、特別損失につきましては、前連結会計年度比28億円減少して49億円となっております。なお、法人税等調整額は、前連結会計年度比696億円減少して277億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比379億円増加して1,523億円に、連結当期純利益は前連結会計年度比83億円増加して1,322億円となりました。また、1株当たり当期純利益は88円32銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

当社(単体)の経営成績につきましては、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の減少などに伴い、前事業年度比1,465億円減少して390億円に、経常利益は前事業年度比1,467億円減少して326億円となりました。また、税金費用などを加味した後の当期純利益は、前事業年度比1,391億円減少して349億円となっております。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、13.81%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比4,447億円収入が減少して1兆244億円の収入となりました。これは主として、コールローン等の増加やコールマネー等の減少など市場性資金の増減によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2,970億円支出が減少して8,580億円の支出となりました。これは有価証券の売却による収入が増加したことが主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比3,640億円収入が増加して、76億円の収入となりました。これは主として、劣後特約付社債及び株式の発行によるものであります。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は、当連結会計年度期首に比べ1,740億円増加して1兆2,853億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内は4,942億円、海外は100億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、4,994億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ287億円、263億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では1,164億円、74億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	540,653	10,147	3,725	547,075
	当連結会計年度	494,277	10,090	4,868	499,499
うち資金運用収益	前連結会計年度	674,292	12,430	9,154	677,567
	当連結会計年度	585,285	11,954	8,447	588,792
うち資金調達費用	前連結会計年度	133,638	2,282	5,428	130,492
	当連結会計年度	91,007	1,864	3,579	89,292
信託報酬	前連結会計年度	35,414	—	—	35,414
	当連結会計年度	28,727	—	—	28,727
役務取引等収支	前連結会計年度	117,502	305	—	117,807
	当連結会計年度	116,095	302	△2	116,401
うち役務取引等収益	前連結会計年度	166,269	342	—	166,611
	当連結会計年度	165,318	371	17	165,671
うち役務取引等費用	前連結会計年度	48,767	37	—	48,804
	当連結会計年度	49,222	68	19	49,270
特定取引収支	前連結会計年度	21,026	—	—	21,026
	当連結会計年度	26,330	—	—	26,330
うち特定取引収益	前連結会計年度	21,277	—	—	21,277
	当連結会計年度	26,526	—	—	26,526
うち特定取引費用	前連結会計年度	251	—	—	251
	当連結会計年度	196	—	—	196
その他業務収支	前連結会計年度	17,974	286	3	18,258
	当連結会計年度	6,630	810	—	7,440
うちその他業務収益	前連結会計年度	42,183	286	3	42,467
	当連結会計年度	39,585	161	—	39,747
うちその他業務費用	前連結会計年度	24,209	—	—	24,209
	当連結会計年度	32,955	△648	—	32,306

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に36兆1,969億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は36兆166億円、海外は1,803億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に35兆6,661億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は35兆6,086億円、海外は574億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.62%、海外は6.62%、合計では1.63%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.25%、海外は3.24%、合計では0.25%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	35,695,369	674,292	1.88
	当連結会計年度	36,016,604	585,285	1.62
うち貸出金	前連結会計年度	25,568,233	563,016	2.20
	当連結会計年度	25,679,086	506,777	1.97
うち有価証券	前連結会計年度	7,448,241	63,414	0.85
	当連結会計年度	8,858,157	54,794	0.61
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,387,853	9,999	0.72
	当連結会計年度	706,037	1,475	0.20
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	142,936	632	0.44
	当連結会計年度	83,120	111	0.13
うち預け金	前連結会計年度	607,657	10,290	1.69
	当連結会計年度	342,964	1,855	0.54
資金調達勘定	前連結会計年度	35,018,487	133,638	0.38
	当連結会計年度	35,608,684	91,007	0.25
うち預金	前連結会計年度	30,609,221	79,165	0.25
	当連結会計年度	31,315,759	52,100	0.16
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,316,553	7,480	0.56
	当連結会計年度	1,000,509	2,101	0.21
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	626,009	2,260	0.36
	当連結会計年度	699,077	809	0.11
うち売現先勘定	前連結会計年度	340,514	1,360	0.39
	当連結会計年度	390,064	474	0.12
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	107,191	601	0.56
	当連結会計年度	142,335	273	0.19
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	653,720	5,653	0.86
	当連結会計年度	714,720	2,706	0.37

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	194,866	12,430	6.37
	当連結会計年度	180,339	11,954	6.62
うち貸出金	前連結会計年度	62,655	3,654	5.83
	当連結会計年度	54,057	3,491	6.45
うち有価証券	前連結会計年度	124,716	8,500	6.81
	当連結会計年度	115,290	8,255	7.16
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	4,281	227	5.31
	当連結会計年度	6,398	179	2.81
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	235	8	3.50
	当連結会計年度	1,568	11	0.72
資金調達勘定	前連結会計年度	65,276	2,282	3.49
	当連結会計年度	57,437	1,864	3.24
うち預金	前連結会計年度	38,143	1,187	3.11
	当連結会計年度	35,241	770	2.18
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	318	20	6.47
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	14,496	455	3.13
	当連結会計年度	10,042	313	3.12

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	35,890,235	159,952	35,730,283	686,722	9,154	677,567	1.89
	当連結会計年度	36,196,944	146,667	36,050,276	597,240	8,447	588,792	1.63
うち貸出金	前連結会計年度	25,630,889	20,173	25,610,716	566,670	791	565,879	2.20
	当連結会計年度	25,733,143	15,103	25,718,040	510,269	497	509,771	1.98
うち有価証券	前連結会計年度	7,572,957	137,311	7,435,646	71,915	8,350	63,564	0.85
	当連結会計年度	8,973,447	127,380	8,846,066	63,049	7,944	55,104	0.62
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,392,135	1,198	1,390,936	10,226	3	10,222	0.73
	当連結会計年度	712,436	3,015	709,420	1,655	5	1,650	0.23
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	142,936	—	142,936	632	—	632	0.44
	当連結会計年度	83,120	—	83,120	111	—	111	0.13
うち預け金	前連結会計年度	607,892	259	607,633	10,299	9	10,290	1.69
	当連結会計年度	344,532	—	344,532	1,866	—	1,866	0.54
資金調達勘定	前連結会計年度	35,083,763	141,688	34,942,075	135,920	5,428	130,492	0.37
	当連結会計年度	35,666,121	128,097	35,538,024	92,871	3,579	89,292	0.25
うち預金	前連結会計年度	30,647,364	1,227	30,646,136	80,352	5	80,347	0.26
	当連結会計年度	31,351,001	3,031	31,347,969	52,870	5	52,865	0.16
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,316,553	—	1,316,553	7,480	—	7,480	0.56
	当連結会計年度	1,000,509	—	1,000,509	2,101	—	2,101	0.21
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	626,328	273	626,055	2,280	8	2,271	0.36
	当連結会計年度	699,077	—	699,077	809	—	809	0.11
うち売現先勘定	前連結会計年度	340,514	—	340,514	1,360	—	1,360	0.39
	当連結会計年度	390,064	—	390,064	474	—	474	0.12
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	107,191	—	107,191	601	—	601	0.56
	当連結会計年度	142,335	—	142,335	273	—	273	0.19
うち コマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	668,217	20,498	647,719	6,108	757	5,351	0.82
	当連結会計年度	724,762	15,018	709,744	3,020	574	2,445	0.34

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益合計は1,656億円、役務取引等費用合計は492億円となり、役務取引等収支合計では1,164億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	166,269	342	—	166,611
	当連結会計年度	165,318	371	17	165,671
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	29,515	98	—	29,614
	当連結会計年度	30,547	104	—	30,652
うち為替業務	前連結会計年度	37,608	237	—	37,845
	当連結会計年度	35,734	259	—	35,994
うち信託関連業務	前連結会計年度	15,212	—	—	15,212
	当連結会計年度	13,524	—	—	13,524
うち証券関連業務	前連結会計年度	23,289	—	—	23,289
	当連結会計年度	27,564	—	—	27,564
うち代理業務	前連結会計年度	11,331	—	—	11,331
	当連結会計年度	10,145	—	—	10,145
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	3,586	0	—	3,587
	当連結会計年度	3,455	0	—	3,455
うち保証業務	前連結会計年度	14,698	—	—	14,698
	当連結会計年度	13,581	—	—	13,581
役務取引等費用	前連結会計年度	48,767	37	—	48,804
	当連結会計年度	49,222	68	19	49,270
うち為替業務	前連結会計年度	8,449	—	—	8,449
	当連結会計年度	8,359	—	—	8,359

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は265億円、特定取引費用は1億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	21,277	—	—	21,277
	当連結会計年度	26,526	—	—	26,526
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	1,215	—	—	1,215
	当連結会計年度	942	—	—	942
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	16,155	—	—	16,155
	当連結会計年度	24,415	—	—	24,415
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	3,906	—	—	3,906
	当連結会計年度	1,169	—	—	1,169
特定取引費用	前連結会計年度	251	—	—	251
	当連結会計年度	196	—	—	196
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	251	—	—	251
	当連結会計年度	196	—	—	196
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産は5,227億円、特定取引負債は1,544億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	519,567	—	—	519,567
	当連結会計年度	522,796	—	—	522,796
うち商品有価証券	前連結会計年度	23,548	—	—	23,548
	当連結会計年度	13,516	—	—	13,516
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	4	—	—	4
	当連結会計年度	18	—	—	18
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	119	—	—	119
	当連結会計年度	0	—	—	0
うち特定金融 派生商品	前連結会計年度	149,837	—	—	149,837
	当連結会計年度	168,630	—	—	168,630
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	346,058	—	—	346,058
	当連結会計年度	340,630	—	—	340,630
特定取引負債	前連結会計年度	122,205	—	—	122,205
	当連結会計年度	154,402	—	—	154,402
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	5	—	—	5
	当連結会計年度	4	—	—	4
うち特定取引 売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品	前連結会計年度	122,199	—	—	122,199
	当連結会計年度	154,397	—	—	154,397
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	32,079,854	32,854	4,911	32,107,797
	当連結会計年度	32,918,019	37,590	—	32,955,610
うち流動性預金	前連結会計年度	18,808,603	20,943	—	18,829,547
	当連結会計年度	19,329,708	20,515	—	19,350,224
うち定期性預金	前連結会計年度	12,403,445	11,910	—	12,415,356
	当連結会計年度	12,724,182	17,075	—	12,741,257
うちその他	前連結会計年度	867,804	—	4,911	862,893
	当連結会計年度	864,128	—	—	864,128
譲渡性預金	前連結会計年度	582,040	—	—	582,040
	当連結会計年度	1,119,590	—	—	1,119,590
総合計	前連結会計年度	32,661,894	32,854	4,911	32,689,837
	当連結会計年度	34,037,609	37,590	—	34,075,200

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	26,464,125	100.00
製造業	3,029,293	11.45
農業	14,903	0.06
林業	2,612	0.01
漁業	6,560	0.02
鉱業	19,655	0.07
建設業	850,849	3.21
電気・ガス・熱供給・水道業	72,391	0.27
情報通信業	308,503	1.17
運輸業	605,820	2.29
卸売・小売業	2,677,079	10.12
金融・保険業	675,855	2.55
不動産業	2,482,250	9.38
各種サービス業	2,175,596	8.22
地方公共団体	895,904	3.39
その他	12,646,848	47.79
海外及び特別国際金融取引勘定分	45,129	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	45,129	100.00
合計	26,509,254	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成21年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,632,766	43.95

業種別	平成22年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	26,217,346	100.00
製造業	2,876,187	10.97
農業, 林業	14,613	0.06
漁業	6,850	0.03
鉱業, 採石業, 砂利採取業	16,591	0.06
建設業	786,091	3.00
電気・ガス・熱供給・水道業	69,151	0.26
情報通信業	316,951	1.21
運輸業, 郵便業	607,961	2.32
卸売業, 小売業	2,660,530	10.15
金融業, 保険業	685,168	2.61
不動産業	2,288,836	8.73
物品賃貸業	314,499	1.20
各種サービス業	1,757,849	6.70
国, 地方公共団体	870,515	3.32
その他	12,945,548	49.38
海外及び特別国際金融取引勘定分	46,201	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	46,201	100.00
合計	26,263,548	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。
3 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成22年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,983,023	45.70

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成21年3月31日	インドネシア	47,265
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	47,273
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.11)
平成22年3月31日	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	7
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

(注) 1 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

2 インドネシアは、当連結会計年度末において特定海外債権引当勘定の対象国から除外しております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	5,971,992	—	—	5,971,992
	当連結会計年度	6,559,368	—	—	6,559,368
地方債	前連結会計年度	420,654	—	—	420,654
	当連結会計年度	401,555	—	—	401,555
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	975,396	—	—	975,396
	当連結会計年度	1,172,294	—	—	1,172,294
株式	前連結会計年度	482,231	—	—	482,231
	当連結会計年度	569,027	—	—	569,027
その他の証券	前連結会計年度	162,851	5,201	6,615	161,438
	当連結会計年度	213,269	6,417	6,615	213,071
合計	前連結会計年度	8,013,126	5,201	6,615	8,011,712
	当連結会計年度	8,915,515	6,417	6,615	8,915,317

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	112,856	0.33	98,679	0.37
有価証券	6,366,594	18.50	0	0.00
信託受益権	26,519,268	77.04	25,257,800	94.56
受託有価証券	501	0.00	1,200	0.01
金銭債権	353,466	1.03	303,756	1.14
有形固定資産	678,554	1.97	636,413	2.38
無形固定資産	3,570	0.01	3,471	0.01
その他債権	10,228	0.03	9,317	0.04
銀行勘定貸	345,877	1.00	376,687	1.41
現金預け金	29,421	0.09	22,391	0.08
合計	34,420,340	100.00	26,709,717	100.00

負債

科目	前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	13,452,937	39.08	7,079,767	26.51
年金信託	4,173,367	12.13	3,396,047	12.72
財産形成給付信託	1,060	0.00	1,074	0.00
投資信託	14,820,506	43.06	14,407,187	53.94
金銭信託以外の金銭の信託	117,901	0.34	254,397	0.95
有価証券の信託	527,750	1.53	363,615	1.36
金銭債権の信託	373,541	1.09	324,918	1.22
土地及びその定着物の信託	120,071	0.35	125,955	0.47
土地及びその定着物の 賃借権の信託	4,689	0.01	2,892	0.01
包括信託	828,512	2.41	753,862	2.82
合計	34,420,340	100.00	26,709,717	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

前連結会計年度末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当連結会計年度末 株式会社りそな銀行

3 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 1,907,990百万円

当連結会計年度末 1,822,174百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	467	0.41
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	17	0.02
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	261	0.23
卸売・小売業	378	0.34
金融・保険業	26,010	23.05
不動産業	4,001	3.54
各種サービス業	651	0.58
地方公共団体	—	—
その他	81,069	71.83
合計	112,856	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	68,282	60.50

業種別	当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	397	0.40
農業, 林業	—	—
漁業	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
建設業	4	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業, 郵便業	55	0.06
卸売業, 小売業	174	0.18
金融業, 保険業	24,082	24.41
不動産業	3,172	3.21
物品賃貸業	—	—
各種サービス業	439	0.45
国, 地方公共団体	—	—
その他	70,351	71.29
合計	98,679	100.00

(注) 1 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

2 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	59,960	60.76

有価証券残高の状況

科目	前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	有価証券残高(百万円)	構成比(%)	有価証券残高(百万円)	構成比(%)
国債	4,678,495	73.48	—	—
地方債	359,110	5.64	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	1,273,911	20.01	—	—
株式	—	—	—	—
その他の証券	55,076	0.87	0	100.00
合計	6,366,594	100.00	0	100.00

元本補てん契約のある信託の運用／受入状況
 金銭信託

科目	前連結会計年度 (平成21年3月31日)		当連結会計年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	112,792	27.43	98,679	21.59
有価証券	—	—	—	—
その他	298,467	72.57	358,307	78.41
資産計	411,260	100.00	456,986	100.00
元本	410,635	99.85	456,479	99.89
債権償却準備金	340	0.08	301	0.07
その他	284	0.07	206	0.04
負債計	411,260	100.00	456,986	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金112,792百万円のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は19,486百万円、3ヵ月以上延滞債権額は32百万円、貸出条件緩和債権額は3,803百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,360百万円であります。

当連結会計年度末 貸出金98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は22,044百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年3月31日	平成22年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2	2
危険債権	193	179
要管理債権	38	38
正常債権	894	766

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	327,201	327,201
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	493,309	400,709
	利益剰余金	1,287,469	1,372,121
	自己株式(△)	86,795	86,840
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	49,019	44,994
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△4,363	△3,807
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	129,885	125,135
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	112,953	106,996
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	7,242	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	11,614	10,845
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	2,078,830	2,078,677
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
計 (A)	2,078,830	2,078,677	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3)	112,953	106,996	

項目		平成21年 3月31日	平成22年 3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	32,583	31,491
	一般貸倒引当金	32,009	29,997
	適格引当金が期待損失額を上回る額	51,479	50,426
	負債性資本調達手段等	655,332	640,183
	うち永久劣後債務 (注4)	363,677	306,883
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	291,655	333,300
	計	771,405	752,099
	うち自己資本への算入額 (B)	771,405	752,099
控除項目	控除項目 (注6) (C)	31,637	16,765
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	2,818,599	2,814,010
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	17,957,679	17,573,641
	オフ・バランス取引等項目	1,650,633	1,546,225
	信用リスク・アセットの額 (E)	19,608,313	19,119,866
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	1,336,586	1,244,328
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	106,926	99,546
	信用リスク・アセット調整額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (I)	—	—
	計((E)+(F)+(H)+(I)) (J)	20,944,899	20,364,194
連結自己資本比率(第二基準)=(D)/(J)×100(%)		13.45	13.81
(参考)Tier 1比率=(A)/(J)×100(%)		9.92	10.20

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成22年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は247,387百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は415,735百万円であります。
- 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 ^{(注)1} が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)3} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 ^{(注)4} が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当グループは、「真のリテールバンクの確立」のため、平成20年11月に新たな健全化計画を公表し、この計画に基づいて、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No. 1への挑戦）に取り組んでおります。

事業領域の選択と集中

当グループは、『りそな』の強みを発揮できる地域（エリア）・事業分野（ビジネス）に経営資源を集中的に配分してまいります。

（重点地域）

当グループの重点地域を、大阪・埼玉・東京とし、当社「金融マーケティング研究所」の調査・分析機能を活用したきめ細かなエリアマーケティングをベースに、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施しております。

（重点ビジネス）

当グループは、『りそな』の強みである5大ビジネス（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）を、「個人分野の強化」「信託機能の強化」「ソリューション提供力の強化」を切り口に、マーケットインの発想で事業領域として再整理し、今まで以上にお客さま本位のビジネスを展開するべく努めております。

・個人ビジネス

個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。「お客さまへの付加価値の提供」を行動の起点としたお客さま本位のビジネスにこだわり、お客さまのセグメントごとの担当の明確化、お客さま接点の拡充、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）の活用により集積されたお客さま情報に基づく営業推進やマーケティングの強化に努めております。

・法人ビジネス

当グループは、セグメントごとの担当制と支援機能の充実や、質を重視した営業活動により、お客さま1社1社とのリレーションを大切にしております。営業現場と本部が一体となって知恵やスキルを結集することで、お客さまの抱える経営課題に最適な解決策（中小企業貸出・不動産・企業年金等）をご提供できる経営課題解決型のビジネスを展開しております。

りそなスタイルの確立

当グループは、ローコスト運営による生産性追求、お客さまに軸足を置いた業務運営の変革、及び差別化戦略を支えるサービス改革に取り組んでまいりました。引き続き、差別化のためのこれらの変革を更に深化させ、「新しい企業文化の創造」「個の重視」「信頼度No. 1 への挑戦」に取り組み、定着を図ることにより「りそなスタイル」を確立し、リテールバンクのフロントランナーを目指してまいります。

（新しい企業文化の創造）

当グループは、差別化された業務運営を確立するため、ローコスト運営・営業力強化・オペレーション改革を進めてまいりました。こうした改革を継続して、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、ペーパーレス事務運営・ワークスタイルの変革・マーケティングの強化に取り組み、新しい企業文化の創造に取り組んでおります。

（個の重視）

当グループは、お客さまとのリレーションの向上や、ダイバーシティマネジメントへの挑戦を課題として、地域運営等様々な差別化戦略を実施してまいりました。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切に、リレーションの強化や人材改革に取り組んでまいります。

（信頼度No. 1 への挑戦）

当グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No. 1 企業を目指してまいりました。引き続き、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めていただけるように「サービス改革」や「CSR」への取り組みを強化してまいります。

傘下銀行と同様に、それ以外の国内子会社・関連会社についても、引き続き内部統制の強化に努めるとともに、お客さまの多様化する金融ニーズへの対応に向けた専門性や、グループのローコスト・オペレーションに資する効率性の向上にも継続的に取り組んでまいります。これにより、個社でのマーケット競争力向上を目指すとともに、グループの共通プラットフォームとして各傘下銀行と緊密な連携を行うことで、グループ企業価値の向上を実現してまいります。

当グループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「真のリテールバンクの確立」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は、以下のとおりです。

これらのリスクは必ずしも全てを網羅したものではありません。また、リスクは必ずしも独立して発生するものではなく、あるリスクの発生が他の様々なリスクの発生につながり、様々なリスクを増大させる可能性があります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 与信関係費用が増加するリスク

当社グループは、貸出資産の劣化に対する予防管理やリスク分散に向けた取り組みを進め、信用リスク管理体制の強化を図っております。また、不良債権については、正確な自己査定に基づき、十分な水準の財務上の手当てを行っております。

しかしながら、今後の景気動向、不動産価格や株価の下落、融資先の経営状況等によっては、想定を超える償却・引当を余儀なくされ、当社グループの業績、財務状況及び自己資本の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

融資先の業況悪化等

当社グループの与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めており、リスクの分散が図られております。また、融資先のモニタリングを通して、正確な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施しております。

しかしながら、景気の悪化等、融資先を取り巻く環境の変化によっては、信用状態が悪化する融資先が増加したり、貸出条件の変更や金融支援を求められたりすることなどにより、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

なお、平成21年12月4日に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行されておりますが、現状における当社グループに対する影響は軽微であります。

貸倒引当金の状況

償却・引当の計上にあたっては、貸出資産を適正に評価し、市場売却を想定した厳正な担保評価を行っておりますが、今後の不動産価格や株価の下落によっては、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、今後、会計基準の変更等に伴い、当社グループが自己査定基準、償却・引当基準等を見直した場合には、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

地域経済悪化による貸倒れの増加等

当社グループは東京都・埼玉県を主とした首都圏と、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいても、大きな割合を占めております。これらの地域の経済状態が低迷した場合には、貸倒れの増加や担保価値の下落等により、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

不良債権処理に伴う与信費用等の増加

今後も貸出資産の健全性の維持・向上のため、融資先の早期再生支援に向けた取り組みや不良債権の迅速な処理をさらに進めていきますが、その結果、損失が引当金を上回り追加損失が発生し、与信費用が増加する可能性があります。

融資先等企業の存立を揺るがす内部統制の欠陥

近年、不正会計処理や不祥事件等、内部統制の欠陥に関わる問題の発生により、企業の信頼性が著しく失墜する、あるいは企業の存立を揺るがす事態が増加しております。こうした事態に当社グループの融資先が直接的あるいは間接的に関与し、その信用力に悪影響が生じた場合、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

(2) 市場業務に伴うリスク

当社グループは、デリバティブ取引を含む相場変動を伴う金融商品を取扱うトレーディング業務や国債、投資信託等への投資業務を行っております。また、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えております。そのため当社グループでは、経営体力に見合ったリスク限度や損失限度等を設定した上で当該限度等への接近時や抵触時の対応を定める等、厳格なリスク管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行っております。また、新規取扱商品の選定に際しては、当該商品のリスク特性を認識・把握し、リスク特性に応じた管理体制の構築に努めております。

しかしながら、金融政策の変更や市場動向等により過去の相場変動から予想される範囲を大幅に超える相場変動等が発生した場合、特に、市場金利が急激に上昇した場合や株価が大幅に下落した場合には、保有するポートフォリオの価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資対象商品に係る需給の悪化により市場流動性が急速に悪化した場合や裏付資産が大幅に劣化した場合には、保有する投資対象商品の価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外国為替相場変動に伴うリスク

当社グループは、資産・負債及び純資産の一部を外国通貨建てで保有しております。これら外国通貨建て資産・負債及び純資産は、互いに相殺あるいは必要に応じた適切なヘッジによりリスクコントロールを行っておりますが、予想を超える大幅な外国為替相場の変動が発生した場合は、当社グループの業績、財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 株式保有に伴うリスク

当社グループは、株価下落による業績への影響を排除するために、市場性のある株式残高の圧縮を進め、株価変動リスクを極力削減してきました。また、当連結会計年度末現在、保有する株式全体では評価益を計上しております。

しかしながら、極めて著しい株価下落に際しては、保有株式に減損または評価損が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、株式保有に伴うリスクの削減のため保有株式の更なる圧縮を行った場合、売却損の発生もしくは機会利益の逸失により、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達・流動性に関するリスク

当社グループは、安定的な資金繰り運営を継続することを目的として、市場調達、短期調達への過度な依存を抑制するための短期の市場資金調達に係る上限額や、預金・貸出金の動向及び市場調達環境の状況に応じた流動性リスク指標のモニタリングを通じて、適切に流動性リスクの管理を行っております。

特に流動性リスク指標については、資金化が容易な資産（流動性資産）を潤沢に確保することが重要であるとの認識のもと、グループの各銀行は各々の規模・特性に応じて、流動性資産の保有額にガイドラインを設定しております。

しかしながら、今後、大規模な金融システム不安が発生した場合や、当社グループに対する悪意を持った風評等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達が余儀なくされたり、市場から必要な資金の確保が困難になる、あるいは想定外の範囲を大幅に上回る預金流出が発生し、資金繰り運営に支障が生じる可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競争激化に伴うリスク

当社グループは、従来から取り組んできた差別化戦略を徹底するとともに、更なる「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」を柱に「真のリテールバンクの確立」を目指しております。しかしながら、近年、金融業界の規制緩和の進展や異業種からの参入等により事業環境は厳しさを増しております。

今後、競争が激化し、当社グループが競争に十分対応することができない場合には、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業戦略におけるリスク

当社グループは、「真のリテールバンクの確立」を目指し、様々なビジネス戦略を展開しております。これらビジネス戦略の展開に伴い、新規事業の管理・遂行のための人材の確保、多様化する商品・サービスに対応するためのシステム等の改善、市場環境・価格動向の変化に即応したリスク管理体制の拡充等が必要となり、新たなコスト負担が生じる可能性があります。また、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じた場合や、社会的・経済的環境の大幅な変化といった予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループが予想した通りの収益が上がらない可能性があります。その結果、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 優良なお客さまへの貸出増強が進まないこと
- ・ リスクに見合った貸出金利利鞘が確保できないこと
- ・ 手数料収入が期待通りに増大しないこと
- ・ 経費削減等の効率化を目指した施策が期待通りの結果をもたらさないこと
- ・ グループ会社ごとのビジネス戦略やグループ会社間におけるシナジー効果が期待通りの結果をもたらさないこと

(8) 自己資本比率が悪化するリスク

当社は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）の第二基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。また、当社の連結子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。

当社及び当社の国内銀行子会社の自己資本比率は、本「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等を主な要因として低下する可能性があり、その場合は、資金調達コストの上昇などにより、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に上記の自己資本比率が基準値の4%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官から業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けることとなり、その結果、当社グループの業務運営や業績、財務状況に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、自己資本比率計算上の基本的項目に占める繰延税金資産の割合の上限は20%となっており、当社の自己資本比率計算上の基本的項目に占める繰延税金資産の割合がかかる制限に抵触した場合には、自己資本比率計算上の自己資本額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、自己資本比率の算出において、劣後債務を一定の限度で補完的項目として自己資本の額に算入することができますが、自己資本算入期限が到来した既存の劣後債務の借り換えが困難となった場合、当社グループ及び当社の国内銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(9) 公的資金に関する事項

当社グループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円（平成22年3月末現在残高、総額約2兆852億円）の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告しております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております（優先株式の内容につきましては、第一部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕をご覧ください）。当社は公的資金返済に向けた基本方針において、上記公的資金の優先株式をその他利益剰余金及び今後市場で発行する優先株式の資金（その他資本剰余金）を原資として買入消却を行うこととしておりますが、上記公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する当社の普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により当社の株価に影響を与える可能性があります。

(10) 格付にかかるリスク

当社及び当社の国内銀行子会社は、格付機関から格付を取得しております。当社グループでは、収益力増強策や財務の健全性向上策等の諸施策に取り組んでおりますが、格付の水準は、当社グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため、常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。

また、当社及び当社の国内銀行子会社の格付は、本「事業等のリスク」に記載する様々な要因、その他日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等が単独または複合的に影響することによって低下する可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 繰延税金資産にかかるリスク

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態及び自己資本比率等に悪影響を与える可能性があります。

(12) 退職給付債務にかかるリスク

当社グループの年金資産の時価が下落した場合、当社グループの年金資産の運用利回りが低下した場合、または退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、数理計算上の差異が発生する可能性があります。また、退職一時金・年金制度の変更により過去勤務債務が発生する可能性があります。これらの未認識債務の発生により将来の退職給付費用が増加し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 元本補てん契約のある信託商品における補てん

当社の銀行子会社であるりそな銀行は、信託商品のうち合同運用指定金銭信託について元本補てん契約を結んでおります。これらの信託商品は、貸出金等により運用しておりますが、貸倒れ等の発生により、債権償却準備金を充当しても元本補てん契約のある信託勘定の元本に欠損が生じた場合は、補てんのための支払にかかる損失を計上する必要があります。その結果、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 役員及び従業員による事務過誤・内部不正に伴うリスク

当社グループは、預金・為替・貸出・信託・証券等の幅広い業務を行っております。このような多種多様な業務の遂行に際しては、役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等の事務リスクに晒されております。これら事務リスクを防止するために、業務プロセスや事務処理に関して、簡素化・集中処理化・システム化を推進するとともに、教育・研修を継続的に行っております。

更に、事務過誤・不祥事等の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在及び原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに軽減策の策定に活かしております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) システム障害等の発生に伴うリスク

当社グループは、システムに関する障害・不備、不正等により顕在化するリスクは経営基盤を揺るがしかねないリスクとなる可能性もあるとの認識のもと、システムに関する障害・不備防止対策、不正防止対策等のリスク管理の基準を定め適切な管理体制を整備するとともに、システム障害を想定したコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、お客さまへのサービスに混乱をきたすような重大なシステム障害等が発生した場合には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 情報漏えいに伴うリスク

当社グループは、お客さまの情報はじめとした膨大な情報を取り扱っております。これらの情報を保護・管理するため、当社グループにおいては、情報管理に関する方針・規程等の策定、社員教育、システムセキュリティ対策等を行っております。

しかしながら、人為的ミス、不正行為、外部犯罪等によって当社グループあるいは業務委託先からお客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合は、当社グループが損害賠償を請求されたり、当社グループの信用が低下・失墜することにより、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的にセキュリティ対策のためのコストが増加する可能性があります。

(17) 外部委託に伴うリスク

当社グループは、銀行業務を中心とした様々な業務の外部委託を行っております。業務の外部委託を行うに際しては、業務委託を行うことの妥当性検証、委託先の適格性検証、委託期間中の継続的な委託先管理、問題発生時の対応策策定等、体制整備に努めております。

しかしながら、委託先において委託業務遂行に支障をきたす事態となった場合や、お客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合等には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 金融犯罪の発生に伴うリスク

当社グループは、銀行子会社及び関連事業を営む子会社において、多数のキャッシュカード及びクレジットカードを発行しており、生体認証機能付ICキャッシュカード導入等の偽造・盗難カード被害防止策を種々実施しております。また、当社の国内銀行子会社においてはインターネットバンキングサービスを提供しており、ウィルス対策ソフトの提供や乱数表・ワンタイムパスワードの導入などのセキュリティ対策強化に努めております。

しかしながら、想定範囲を超える大規模な金融犯罪が発生した場合は、その対策に伴うコストや被害を受けたお客さまへの補償等により、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 災害等の発生に伴うリスク

当社グループは、多くの店舗・システムセンター等の施設を保有しており、これらの施設が継続して安定的に使用できるように、耐震補強・発電機設置等の建物・設備の機能を順次整備するとともに経年状況の把握と適切な維持管理に努めております。

しかしながら、想定範囲を超える大規模災害や犯罪の発生、または新型インフルエンザ等感染症の流行により、大きな被害を受けた場合は、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20) 法令違反等の発生に伴うリスク

当社グループは、銀行法、会社法、金融商品取引法等の各種法令諸規則等に基づいて業務を行っております。当社グループではこれら法令諸規則等を遵守すべく、役員及び従業員に対する法令等遵守の徹底や不正行為等の未然防止に向けた体制整備を行うとともに、研修の実施等により全社的なコンプライアンス意識の向上に努めております。

しかしながら、役員及び従業員が法令諸規則等を遵守できなかった場合や、役員及び従業員による不正行為等が行われた場合には、行政処分や罰則を受けたり、お客さまからの信頼失墜等により当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 重要な訴訟発生に伴うリスク

当社は、当社グループ全体の訴訟について一元的に管理を行い、グループの法務リスクの極小化に努めております。

しかしながら、過去または今後の事業活動に関して当社グループ各社に対し多額の損害賠償請求訴訟等を提起された場合、または当社グループ各社より立替金請求訴訟等を提起した場合など、その訴訟の帰趨によっては当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

現在係属中の訴訟案件としては、当社の銀行子会社であるりそな銀行が代表受託し終了している土地信託事業について、委託者兼受益者より損害賠償請求訴訟を提起されております。また、同社が代表受託者である別の土地信託事業について、委託者兼受益者に対して立替金等請求訴訟を提起しております。

(22) 人材を確保できないリスク

当社グループは、銀行業務を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、高いパフォーマンスを発揮すべく人材の確保や育成に努めております。

しかしながら、人材の採用・確保が困難な状況が発生した場合や、人材の大量流出等が発生した場合、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) 事実と異なる風説・風評の流布によるリスク

当社グループは、主体的かつ適正な情報開示を通じて、社会やお客さま、株主・投資家等の正しい理解や信頼を得ることにより、事実と異なる風説・風評の流布の発生防止に努めております。

しかしながら、インターネット等を通じて、事実と異なる風説・風評が発生・拡散し易くなっており、このような風説・風評の流布が、当社グループの業務運営や業績、財務状況、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) 規制変更に伴うリスク

当社グループは、現時点の規制に従って業務を遂行しております。したがって、今後、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈にかかる変更等の当社グループのコントロールが及ばない事態が発生した場合には、当社グループの業務運営や業績、財務状況、自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、バーゼル銀行監督委員会および各国監督当局等において、自己資本比率規制の強化、流動性規制の導入、会計基準の変更、国際会計基準（IFRS）の適用等、様々な規制改革案が議論されており、これら規制の内容によっては、当社グループの業務運営等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 持株会社のリスク

当社が国内銀行子会社及び関連事業を営む子会社から受け取る配当については、一定の状況下で、様々な規制上または契約上の制限により、その金額が制限される場合があります。また、子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合には、当社は配当を支払えなくなる可能性があります。

(26) 財務報告にかかる内部統制の評価

金融商品取引法の施行により、当社は平成21年3月期から、財務報告にかかる内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を作成し、その評価内容について監査法人による内部統制監査を受けております。

当社グループは、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠する他、「グループ内部統制に係る基本方針」「財務報告に係る内部統制の実施規程」等を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価のための体制整備に努めております。

しかしながら、内部統制が十分に機能していないと評価されるような事態が発生した場合には、当社グループに対する市場の評価の低下等、当社グループの業務運営や業績、財務状況、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性がありますので、ご注意ください。

りそなグループは、平成20年11月に真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。「りそな」の差別化戦略（「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」）を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No. 1への挑戦）に取り組んでおります。

（概要）

- ・当連結会計年度は、貸出金利回りの低下などにより資金利益が減少し、連結粗利益は前連結会計年度比611億円減少して6,783億円となりました。連結経常利益は、与信費用が減少したことなどにより、前連結会計年度比379億円増加して1,523億円となりました。特別利益は、前連結会計年度に株式会社りそな銀行が東京本社ビルの売却益を計上したこともあり、前連結会計年度比988億円減少して287億円となっております。なお、法人税等調整額は、前連結会計年度比696億円減少して277億円となりました。これらにより、連結当期純利益は、前連結会計年度比83億円増加して1,322億円となりました。
- ・不良債権につきましては、前事業年度末比89億円減少し、不良債権比率は2.42%（いずれも傘下銀行単体合算、銀行勘定・信託勘定の合計）となりました。
- ・また、当連結会計年度末の連結自己資本比率（第二基準）は13.81%となりました。

経営成績の概要〔連結〕

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	7,395	6,783	△611
うち資金利益	5,470	4,994	△475
うち信託報酬	354	287	△66
うち役務取引等利益	1,178	1,164	△14
一般貸倒引当金繰入額(△)	△295	△71	223
営業経費(△)	3,844	3,875	30
臨時収支	△2,702	△1,457	1,245
うち株式関係損益	△422	6	428
うち不良債権処理額(△)	2,337	1,458	△879
経常利益	1,144	1,523	379
特別利益	1,275	287	△988
特別損失(△)	77	49	△28
税金等調整前当期純利益	2,341	1,760	△581
法人税、住民税及び事業税(△)	95	119	23
法人税等調整額(△)	974	277	△696
少数株主利益(△)	32	40	8
当期純利益	1,239	1,322	83

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、金利低下等に伴って前連結会計年度比475億円減少し、4,994億円となりました。
- ・信託報酬は、前連結会計年度比66億円減少し、287億円となりました。
- ・役員取引等利益は、前連結会計年度比14億円減少し、1,164億円となりました。
- ・以上の結果、連結粗利益は前連結会計年度比611億円減少し、6,783億円となりました。

(2) 営業経費

- ・営業経費は、退職給付費用が増加したことなどから、前連結会計年度比30億円増加して3,875億円となりました。
- ・なお、臨時処理分を除いた平成22年3月期の傘下銀行単体合算の経費については、前事業年度比116億円減少しております。

経費の内訳 [傘下銀行単体合算]

	前事業年度		当事業年度		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費	3,622	53.66%	3,505	56.98%	△116	3.31%
うち人件費	1,228	18.20%	1,260	20.49%	32	2.28%
うち物件費	2,176	32.24%	2,060	33.48%	△116	1.24%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	6,749	100.00%	6,151	100.00%	△597	—

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。前事業年度の計数には、旧りそな信託銀行株式会社の計数を含んでおります。

(3) 株式関連損益

- ・株式等償却、株式等売却損の減少などにより、株式関連損益は前連結会計年度比428億円改善し、6億円の利益となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高（取得原価ベース）は3,445億円で、対Tier 1比では、16.57%となりました。

株式関連損益の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
株式関連損益	△422	6	428
株式等売却益	136	90	△46
株式等売却損	255	8	△247
株式等償却	302	45	△256
投資損失引当金繰入	—	29	29

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	3,567	3,445	△122
時価ベース	3,939	4,745	806
Tier 1	20,788	20,786	△1
取得原価/Tier 1	17.16%	16.57%	△0.58%

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、新規発生が減少したことなどにより、前連結会計年度比667億円減少して1,146億円となりました。
- ・また、傘下銀行3行合算の当事業年度末における開示債権額は6,589億円、不良債権比率は2.42%となりました。

不良債権処理の状況 [連結]

		前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
信託勘定不良債権処理額	A	△3	△0	3
一般貸倒引当金繰入額	B	△295	△71	223
不良債権処理額	C	2,337	1,458	△879
貸出金償却		1,915	729	△1,186
個別貸倒引当金繰入額		382	667	285
特定海外債権引当勘定繰入額		0	△1	△2
その他不良債権処理額		39	62	22
特別損益中の与信費用戻入額	D	△223	△239	△15
与信費用総額	A + B + C + D	1,814	1,146	△667

(注) 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。

金融再生法基準開示債権 [3行合算、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

		前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,370	945	△424
危険債権		3,672	4,095	422
要管理債権		1,635	1,548	△87
小計	A	6,678	6,589	△89
正常債権	B	268,937	264,708	△4,228
合計	A + B	275,615	271,297	△4,318
不良債権比率(注2)		2.42%	2.42%	0.00%

(注1) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

(注2) 不良債権比率 = A / (A + B)

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比2,457億円減少して26兆2,635億円となりました。
- ・住宅ローン残高（傘下銀行単体合算）は、前事業年度末比3,502億円増加して11兆9,830億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、製造業が2兆8,761億円、卸売業、小売業が2兆6,605億円、不動産業が2兆2,888億円などとなっております。

貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高（末残）	265,092	262,635	△2,457
うち住宅ローン残高（注）	116,327	119,830	3,502

（注）株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	6,900	7,041	140
破綻先債権	845	353	△492
延滞債権	4,186	4,665	478
3ヵ月以上延滞債権	273	137	△136
貸出条件緩和債権	1,594	1,885	291
リスク管理債権／貸出金残高（末残）	2.60%	2.68%	0.07%

業種別等貸出金の状況〔連結〕

	当連結会計年度末 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	262,173
うち製造業	28,761
うち建設業	7,860
うち卸売業,小売業	26,605
うち金融業,保険業	6,851
うち不動産業	22,888
うち各種サービス業	17,578
うち住宅ローン	119,830
海外及び特別国際金融取引勘定分	462

(注)日本標準産業分類の改訂のため、前連結会計年度末との比較は省略しております。

(2) 有価証券

- ・有価証券は、国債が前連結会計年度末比5,873億円増加したことなどにより、全体では9,036億円増加して8兆9,153億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額は、前連結会計年度末比1,532億円増加し、1,206億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
国債	59,719	65,593	5,873
地方債	4,206	4,015	△190
社債	9,753	11,722	1,968
株式	4,822	5,690	867
その他の証券	1,614	2,130	516
合計	80,117	89,153	9,036

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
株式	371	1,300	928
債券	△565	△91	474
国債	△567	△135	431
地方債	7	20	12
社債	△6	24	30
その他	△132	△3	128
合計	△325	1,206	1,532

(3) 繰延税金資産

- ・繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末比615億円減少して2,473億円となりました。
- ・なお、当社を連結親法人とした連結納税を前提に計算しております。

繰延税金資産 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産合計	3,635	3,141	△493
うち有価証券償却否認額	9,400	9,219	△180
うち税務上の繰越欠損金	10,873	7,861	△3,012
うち貸倒引当金等(注)	2,638	2,924	285
うち評価性引当額	△20,984	△18,345	2,639
繰延税金負債合計	△546	△667	△121
うちその他有価証券評価差額金	△0	△262	△261
うち退職給付信託設定益	△191	△179	11
繰延税金資産の純額	3,088	2,473	△615
Tier 1	20,788	20,786	△1
繰延税金資産/Tier 1	14.85%	11.89%	△2.95%

(注) 貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額であります。

(4) 預金

- ・預金は、個人預金が前連結会計年度末比5,558億円の増加となったことなどにより、全体では8,478億円増加して32兆9,556億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比5,375億円増加して1兆1,195億円となりました。

預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
預金	321,077	329,556	8,478
うち国内個人預金 (注)	212,471	218,029	5,558
うち国内法人預金 (注)	91,164	94,839	3,674
譲渡性預金	5,820	11,195	5,375

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しており、特別国際金融取引勘定を除いております。前連結会計年度末の計数には旧りそな信託銀行株式会社の計数を含んでおります。

(5) 純資産の部

- ・純資産の部合計は、その他有価証券評価差額金が増加したことなどにより、前連結会計年度末比938億円増加して2兆2,718億円となりました。

純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
純資産の部合計	21,780	22,718	938
うち資本金	3,272	3,272	—
うち資本剰余金	4,933	4,007	△926
うち利益剰余金	12,874	13,721	846
うちその他有価証券評価差額金	△323	831	1,154
うち繰延ヘッジ損益	219	137	△81
うち土地再評価差額金	417	402	△14

3 連結自己資本比率(第二基準)

- ・連結自己資本比率(第二基準)は13.81%、Tier 1比率は10.20%となりました。

なお、連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)」に基づき算出しております。

当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。なお、マーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。

連結自己資本比率(第二基準)

	平成21年3月末 (億円)	平成22年3月末 (億円)	増減 (億円)
基本的項目(Tier 1)	20,788	20,786	△1
補完的項目(Tier 2)	7,714	7,520	△193
控除項目	316	167	△148
自己資本額	28,185	28,140	△45
リスク・アセット等	209,448	203,641	△5,807
連結自己資本比率	13.45%	13.81%	0.36%
Tier 1比率	9.92%	10.20%	0.28%

4 キャッシュ・フローの状況の分析

- ・営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比4,447億円収入が減少して、1兆244億円の収入となりました。これは主として、コールローン等の増加やコールマネー等の減少など、市場性資金の増減によるものです。
- ・投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2,970億円支出が減少して、8,580億円の支出となりました。これは主として、有価証券等の売却による収入が増加したことによるものです。
- ・財務活動によるキャッシュ・フローは、3,640億円収入が増加して、76億円の収入となりました。これは主として、劣後特約付社債の発行による収入や、株式の発行による収入が増加したことによるものです。

キャッシュ・フロー計算書 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,692	10,244	△4,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,551	△8,580	2,970
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,564	76	3,640
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	0	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△424	1,740	—
現金及び現金同等物の期首残高	11,537	11,112	—
現金及び現金同等物の期末残高	11,112	12,853	—

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、リテール分野に経営資源を集中していくなかで、銀行業務における事務のあり方を根本から見直し、店舗レイアウトや事務プロセス等の抜本的な変革を行うことにより、迅速で正確なサービス提供による利便性・信頼性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革に取り組んでおります。次世代型店舗への移行につきましては、平成22年3月末現在、株式会社りそな銀行で210カ店、株式会社埼玉りそな銀行で98カ店に拡大しております。併せて軽量化タイプのレイアウト設計により、低コスト化を進めております。

この結果、当連結会計年度のシステム関連を含む設備投資等の総投資額は272億円となりました。

また、当連結会計年度において以下の主要な設備の除却・売却を行っております。

会社名 (連結子会社)	区分	店舗その他	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
株式会社 りそな銀行	所有物件	西宮北口支店他	兵庫県西宮 市他	店舗	平成21年12月 他	515

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成22年3月31日現在)

会社名 (すべて連結 子会社)	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
株式会社 りそな銀行	札幌支店 他2店	東北 北海道	店舗	310 (-)	1,234	395	-	39	1,669	49
	東京営業部 他162店	関東	店舗	65,297 (1,588)	72,050	19,614	45	3,842	95,554	4,724
	甲府支店 他2店	甲信越	店舗	2,286 (-)	961	221	-	12	1,196	39
	名古屋支店 他7店	東海	店舗	3,346 (-)	3,117	878	-	1,224	5,220	231
	大阪営業部 他139店	近畿	店舗	57,440 (-)	40,367	25,705	117	1,781	67,972	3,809
	福岡支店 他4店	中国・ 九州	店舗	1,015 (-)	384	151	-	23	560	114
	栃木システム センター他	栃木県他	事務セ ンター	39,934 (-)	15,575	16,555	194	1,030	33,356	-
	駒形家族寮他	東京都 台東区他	社宅・ 寮・厚 生施設	2,958 (-)	465	332	-	152	950	-
	川口倉庫他	大阪市他	その他	15,903 (-)	6,135	9,549	-	4,141	19,826	-
株式会社 埼玉りそ な銀行	さいたま 営業部 他129店	埼玉県	店舗	117,851 (5,174)	30,557	22,241	-	2,886	55,684	2,911
	東京支店 他1店	東京都	店舗	-	-	18	-	7	25	66
	その他	埼玉県他	その他	1,724 (-)	560	173	-	1,472	2,206	-
株式会社 近畿大阪 銀行	東京支店 他1店	関東・ 東海地区	店舗	768 (-)	986	42	-	4	1,032	24
	本店 他133店	近畿地区	店舗	69,235 (2,403)	21,218	5,865	338	826	28,249	2,330
	南港施設	大阪市	事務セ ンター	5,000 (-)	444	816	-	38	1,298	44
	その他	神奈川県 箱根町他	厚生施 設他	492 (-)	462	178	-	82	724	-

- (注) 1 土地の面積欄()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物を含め23,648百万円でありませず。
- 2 株式会社りそな銀行につきましては、海外駐在員事務所4ヵ所、両替業務を主とした東京営業部成田空港出張所、同営業部成田空港第2出張所、大阪営業部関西国際空港出張所ならびに相談業務を主としたローンサポート支店、店舗外現金自動設備1,732ヵ所は、上記に含めて記載しております。なお、上記店舗数には、振込集中第一支店、サンライズ支店、東京エイティエム支店、平成第一支店、証券信託業務支店、年金管理サービス支店、外国為替業務室、信託サポートオフィス出張所を含んでおります。
- 3 株式会社埼玉りそな銀行につきましては、店舗外現金自動設備319ヵ所は上記に含めて記載しております。なお、上記店舗数には埼玉エイティエム支店、さくらそう支店、しらこぼと支店、住宅ローン支店を含んでおります。
- 4 株式会社近畿大阪銀行につきましては、店舗外現金自動設備25ヵ所は上記に含めて記載しております。
- 5 上記の他、無形固定資産として、株式会社りそな銀行44,699百万円、株式会社埼玉りそな銀行2,976百万円ならびに株式会社近畿大阪銀行1,069百万円を所有しております。
- 6 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名 (すべて連結子会社)	事業の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
株式会社 りそな銀行	銀行信託 業務	千里センタ ー他	大阪府 豊中市他	電算機等	—	902
	銀行信託 業務	本店および 営業店他	大阪市 中央区他	事務機器等	—	555
株式会社 埼玉りそな銀行	銀行業務	本店および 営業店他	埼玉県 さいたま市 他	車両	—	219
株式会社 近畿大阪銀行	銀行業務	本店および 営業店他	大阪市 中央区他	電算機等	—	296

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループにおける当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名 (すべて連結 子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
株式会社 りそな銀行	東京本社	東京都 江東区	建物	銀行信託 業務	本部施設	2,560	1,189	自己資金	平成21年 1月	平成22年 5月
	市岡支店 他	大阪市 港区他	新築	銀行信託 業務	店舗	633	206	自己資金	平成21年 8月	平成23年 12月
	本店他	大阪市 中央区他	新設 更改	銀行信託 業務	電算機他	15,000	—	自己資金	平成22年 4月	—
株式会社 埼玉りそな 銀行	狭山支店	埼玉県 狭山市	新築	銀行業務	店舗	384	325	自己資金	平成21年 11月	平成22年 4月
株式会社 近畿大阪 銀行	本店他	大阪市 中央区他	新設 更改	銀行業務	電算機他	260	—	自己資金	平成22年 4月	平成23年 3月

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
2 電算機他の新設更改については、資産計上されない営業経費部分を含んでおります。

(2) 除却、売却

会社名 (すべて連結子会社)	店舗名 その他	所在地	事業の別	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	除却、売却の 予定時期
株式会社 近畿大阪銀行	弁天町 支店他	大阪市 港区他	銀行業務	店舗	278	平成22年7月他

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
第9種優先株式	10,000,000
計	8,211,780,800

(注) 平成22年6月25日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当社の発行可能株式総数は次のとおりとなりました。

当社が発行することのできる株式の総数は、8,201,780,800株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	7,300,000,000株
丙種優先株式	12,000,000株
己種優先株式	8,000,000株
第1種優先株式	275,000,000株
第2種優先株式	281,780,800株
第3種優先株式	275,000,000株
第4種優先株式	10,000,000株
第5種優先株式	10,000,000株
第6種優先株式	10,000,000株
第7種優先株式	10,000,000株
第8種優先株式	10,000,000株

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,214,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第1種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	275,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第2種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	281,780,786	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、12、13、14
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	275,000,000	同左	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、15、16、17
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、18
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、19
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、20
計	2,076,258,477	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成22年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,667円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

修正の頻度

1年に1度(平成27年1月1日までの毎年1月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
1,667円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
35,992,801株（平成22年5月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.96%）
- (4) 当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
引換価額
引換価額は1,667円とする。
引換価額の修正
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を平成27年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

- (6) 株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,597円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
修正の頻度
1年に1度（平成26年7月1日までの毎年7月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
3,597円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
27,800,945株（平成22年5月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.28%）
- (4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
引換価額
引換価額は3,597円とする。
引換価額の修正
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 9 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第1種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第1種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがありません。なお、後記11(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
 - 修正の頻度
1年に1度（平成18年8月1日以降毎年8月1日）
 - (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - 引換価額の下限
280円
 - 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
1,964,285,714株（平成22年5月31日現在における第1種第一回優先株式の発行済株式総数275,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の161.67%）
 - (4) 当社の決定により、第1種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第1種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
 - 第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - 非累積条項
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - 非参加条項
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - 第1種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
取得を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
引換価額
引換価額は1,409円とする。
引換価額の修正
引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が280円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第2種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第2種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記14(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)
修正の頻度
1年に1度(平成20年11月1日以降毎年11月1日)
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
200円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
2,817,807,860株(平成22年5月31日現在における第2種第一回優先株式の発行済株式総数281,780,786株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の231.92%)
- (4) 当会社の決定により、第2種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 13 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第2種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 14 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金
 - 第2種優先配当金
 - 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。
 - 第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
 - 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 - 配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
 - 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - 年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
 - ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - 非累積条項
 - ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - 非参加条項
 - 第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - 第2種優先中間配当金
 - 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
 - 残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
 - 丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - 取得を請求し得べき期間
 - 平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - 引換価額
 - 引換価額は1,206円とする。
 - 引換価額の修正
 - 引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
 - この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - 引換価額の調整
 - 今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 15 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記17(4)に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
修正の頻度
1年に1度（平成23年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
引換価額の下限
170円
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
3,235,294,117株（平成22年5月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数275,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の266.28%）
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 16 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 17 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当率率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当率率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当率率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代え

て用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

引換価額

引換価額は1,117円とする。

引換価額の修正

引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が170円(ただし、下記により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

18 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第4種優先配当金

第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。

非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

19 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

20 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第6種優先配当金

第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95%(払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭)とする。ただし、平成22年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成23年3月31日終了の事業年度中に支払う第6種優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。

非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
平成26年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月2日(注)1	△20,798,214	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年9月16日(注)2	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年12月12日(注)2	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成18年3月27日(注)3	17	20,837	—	327,201	—	327,201
平成18年8月31日(注)4	25	20,862	31,500	358,701	31,500	358,701
平成18年8月31日(注)5	—	20,862	△31,500	327,201	△31,500	327,201
平成19年1月26日(注)6	△638	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年2月16日(注)7	0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年3月30日(注)8	△0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年6月5日(注)9	100	20,324	175,000	502,201	175,000	502,201
平成19年6月5日(注)10	—	20,324	△175,000	327,201	△175,000	327,201
平成19年7月31日(注)7	0	20,324	—	327,201	—	327,201
平成19年8月28日(注)11	40	20,364	50,000	377,201	50,000	377,201
平成19年8月28日(注)12	—	20,364	△50,000	327,201	△50,000	327,201
平成19年9月28日(注)8	△0	20,364	—	327,201	—	327,201
平成21年1月4日(注)13	2,016,071	2,036,436	—	327,201	—	327,201
平成21年1月5日(注)14	△0	2,036,436	—	327,201	—	327,201
平成21年3月13日(注)15	△28,177	2,008,258	—	327,201	—	327,201
平成21年9月8日(注)16	75,000	2,083,258	51,825	379,026	51,825	379,026
平成21年9月8日(注)17	—	2,083,258	△51,825	327,201	△51,825	327,201
平成21年9月8日(注)18	△10,000	2,073,258	—	327,201	—	327,201
平成21年12月8日(注)19	3,000	2,076,258	37,500	364,701	37,500	364,701
平成21年12月8日(注)20	—	2,076,258	△37,500	327,201	△37,500	327,201

- (注) 1 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当会社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生日にこの定款変更の効力が生じています。
- 2 丁種第一回優先株式の普通株式への転換
- 3 甲種第一回優先株式の普通株式への転換
- 4 有償 第三者割当(第4種優先株式25千株)発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円
- 5 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第4種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
- 6 自己株式(乙種第一回優先株式407,798株、戊種第一回優先株式230,424株)の消却
- 7 丁種第一回優先株式にかかる取得請求権の行使による普通株式の発行
- 8 自己株式(丁種第一回優先株式)の消却
- 9 有償 第三者割当(第9種優先株式100千株)発行価格3,500,000円、資本組入額1,750,000円
- 10 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第9種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
- 11 有償 第三者割当(第5種優先株式40千株)発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円
- 12 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第5種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
- 13 平成20年5月16日開催の取締役会において、株式分割(当会社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1株を100株に分割する)を行う旨決議し、また、平成20年6月26日開催の定時株主総会において、単元株制度を導入し普通株式及び各種の優先株式について単元株式数を100株とする定款の一部変更を決議しております。なお、この株式分割の効力発生日は平成21年1月4日であり、株式分割の効力発生日にこの定款変更の効力が生じています。
- 14 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行に伴う端数株式(普通株式0.7株、第2種第一回優先株式0.1株)の切捨て
- 15 自己株式(乙種第一回優先株式27,220,200株、戊種第一回優先株式957,600株)の消却
- 16 有償 第三者割当(普通株式75,000千株)発行価額1,382円、資本組入額691円
- 17 会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
- 18 自己株式(第9種優先株式10,000千株)の消却
- 19 有償 第三者割当(第6種優先株式3,000千株)発行価額25,000円、資本組入額12,500円
- 20 会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく第6種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	12	130	93	10,744	467	2	260,532	271,980	
所有株式数（単元）	1,534	1,853,184	189,683	6,172,901	1,390,874	9	2,530,510	12,138,695	1,088,191
所有株式数の割合（%）	0.01	15.27	1.56	50.85	11.46	0.00	20.85	100.00	

(注) 1 上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の中には、自己株式がそれぞれ641,683単元及び61株含まれております。

2 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が65単元含まれております。

3 単元未満株式のみを有する単元未満株主は、20,686名であります。

丙種第一回優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				120,000				120,000	
所有株式数の割合（%）				100.00				100.00	

己種第一回優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				80,000				80,000	
所有株式数の割合（%）				100.00				100.00	

第1種第一回優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				2,750,000				2,750,000	
所有株式数の割合（%）				100.00				100.00	

第2種第一回優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				2,817,807				2,817,807	86
所有株式数の割合（%）				100.00				100.00	

第3種第一回優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				2,750,000				2,750,000	
所有株式数の割合（%）				100.00				100.00	

第4種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）		1						1	
所有株式数（単元）		25,200						25,200	
所有株式数の割合（%）		100.00						100.00	

第5種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）		1						1	
所有株式数（単元）		40,000						40,000	
所有株式数の割合（%）		100.00						100.00	

第6種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（一単元の株式数 100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）		3						3	
所有株式数（単元）		30,000						30,000	
所有株式数の割合（%）		100.00						100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	1,335,043,286	64.30
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.85
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	39,483,700	1.90
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	20,000,000	0.96
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	19,989,600	0.96
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	18,112,800	0.87
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,601,200	0.41
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	7,904,900	0.38
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	7,488,195	0.36
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	6,019,700	0.28
計	—	1,521,885,281	73.29

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が64,168,361株(3.09%)あります。

2 預金保険機構ほか3名から平成21年9月15日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成21年9月8日現在で1,342,820,186株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合64.77%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成22年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

所有議決権数別

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	13,350,432	67.37
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.78
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	394,837	1.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	199,896	1.00
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	181,128	0.91
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	86,012	0.43
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049	0.39
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656	0.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	54,881	0.27
りそなホールディングス従業員持株 会	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	53,067	0.26
計	—	15,007,377	75.73

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,168,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,149,701,200 第1種第一回優先株式 275,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000	普通株式 11,497,012 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,088,191 第2種第一回優先株式 86	—	(注) 3
発行済株式総数	2,076,258,477	—	—
総株主の議決権	—	19,814,819	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株(議決権65個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式61株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	64,168,300	—	64,168,300	5.28
計	—	64,168,300	—	64,168,300	5.28

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

3 当社は、平成22年6月25日付で、本店所在地を東京都江東区木場一丁目5番65号に変更しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号の規定に基づく優先株式の取得
会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
取締役会(平成21年7月31日)での決議状況 (取得期間 平成21年7月31日～平成21年9月8日)	第9種優先株式	上限 10,000,000	上限 2,800
当事業年度前における取得自己株式	第9種優先株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	第9種優先株式	10,000,000	2,712
残存決議株式の総数及び価額の総額	第9種優先株式	上限 —	上限 87
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	第9種優先株式	0.00	3.12
当期間における取得自己株式	第9種優先株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	第9種優先株式	0.00	3.12

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	40,027	0
当期間における取得自己株式	普通株式	1,449	0

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(億円)	株式数(株)	処分価額の総額(億円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	第9種優先株式	10,000,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他(端株および単元未満株式の買増請求による売渡)	普通株式	4,996	0	80	0
保有自己株式数	普通株式	64,168,361	—	64,169,730	—

(注) 1 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求による売渡)」には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による売渡株式数は含めておりません。

2 当期間における「保有自己株式数」には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数および買増請求による売渡株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当グループでは、今後とも企業価値向上に向けた経営改革に努め、公的資金の早期返済を実現したいと考えており、この観点から、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出は極力抑制することを基本的な方針としております。従いまして、優先株式は所定の配当、普通株式配当も今後の収益状況等を踏まえ、1株につき10円を基本とした安定配当に努めることといたします。

当事業年度の配当につきましても、かかる方針に従って決定しております。

これらの配当は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとしております。

また、当社は、定款に「当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする（本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という。）」旨を定めておりますが、配当回数は、期末配当の年1回とする予定としております。

なお、第9期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
平成22年5月14日 取締役会決議	普通株式	11,507	普通株式	10.00
	丙種第一回優先株式	816	丙種第一回優先株式	68.00
	己種第一回優先株式	1,480	己種第一回優先株式	185.00
	第1種第一回優先株式	7,887	第1種第一回優先株式	28.68
	第2種第一回優先株式	8,081	第2種第一回優先株式	28.68
	第3種第一回優先株式	7,887	第3種第一回優先株式	28.68
	第4種優先株式	2,501	第4種優先株式	992.50
	第5種優先株式	3,675	第5種優先株式	918.75
	第6種優先株式	1,159	第6種優先株式	386.51
	計	44,994		

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	499,000	430,000	325,000	2,050	1,518
最低(円)	189,000	296,000	150,000	725	871

- (注) 1 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 2 第5期の株価の「最高(円)」・「最低(円)」は、期中に株式併合(平成17年6月28日開催の株主総会において決議され、効力発生日は平成17年8月2日。1,000株を1株に併合)を行っておりますが、期初から株式併合があったものとして記載しています。
- 3 第8期の株価の「最高(円)」・「最低(円)」は、期中に株式分割(平成20年5月16日開催の取締役会において決議され、効力発生日は平成21年1月4日。1株を100株に分割)を行っておりますが、期初から株式分割があったものとして記載しています。

優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	1,187	1,095	1,028	1,192	1,194	1,193
最低(円)	995	871	915	926	1,050	1,053

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

5 【役員 の 状 況】

(1) 取締役 の 状 況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役兼 代表執行役 会長	指名委員会 委員 報酬委員会 委員	細 谷 英 二	昭和20年2月24日生	昭和43年4月 日本国有鉄道 入社 昭和60年3月 同 天王寺鉄道管理局総務部長 昭和60年7月 同 経営計画室計画主幹 昭和62年1月 同 東日本旅客鉄道株式会社 設立準備室次長 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部長 平成2年6月 同 総合企画本部経営管理部長 平成5年6月 同 取締役 平成8年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 代表取締役副社長 事業創造本部長 平成14年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事 平成15年6月 りそな銀行 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 (現任) 平成17年6月 りそな銀行 代表取締役会長 平成20年4月 公益社団法人経済同友会 幹事 (現任) 平成21年6月 りそな銀行 取締役会長(現任) 平成22年6月 株式会社リコー 取締役(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 5,525
取締役兼 代表執行役 社長	金融マーケ ティング 研究所担当 兼競争力 向上委員会 事務局担当	檜 垣 誠 司	昭和26年5月25日生	昭和50年4月 大和銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 執行役 東京融資第二部長 平成15年10月 同 執行役 大阪融資第一部担当 兼東京融資第一部担当 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役 内部監査部長 平成18年6月 同 取締役 監査委員会委員 平成19年6月 同 取締役兼代表執行役社長 平成20年4月 同 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当 平成21年4月 りそな銀行 代表取締役兼執行役員 信託部門担当統括 平成21年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当 兼競争力向上委員会事務局担当 (現任) 平成21年10月 りそな銀行 代表取締役兼執行役員 信託部門 (信託営業部除く)担当統括 平成22年6月 同 代表取締役兼執行役員 信託部門担当統括(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 6,649

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役兼 執行役 副社長	グループ 戦略部担当 兼コーポレ ートガバナ ンス事務局 担当	東 和 浩	昭和32年4月25日生	昭和57年4月 埼玉銀行 入行 平成15年10月 りそなホールディングス 執行役 財務部長 平成15年10月 りそな銀行 執行役 企画部(財務)担当 平成16年10月 りそなホールディングス 執行役 財務部長兼購買戦略部担当 平成17年4月 りそな銀行 執行役 企画部長 平成17年6月 りそな信託銀行 取締役 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役 財務部長 平成19年6月 りそな銀行 常務執行役員 経営管理室担当 平成21年6月 同 執行役員 コーポレートガバ ナンス事務局担当(現任) 平成21年6月 りそなホールディングス 取締役兼執行役副社長 グループ戦略部担当兼コーポレ ートガバナンス事務局担当 平成22年5月 同 取締役兼執行役副社長 グループ戦略部(ファイナンス・ グループALM・IR担当の職務を除 く)担当兼コーポレートガバナ ンス事務局担当(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 7,136
取締役	監査委員会 委員	磯 野 薫	昭和31年2月21日生	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 平成12年10月 株式会社新生銀行 市場リスク管理部長 平成16年4月 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 平成16年4月 りそな銀行 執行役 リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 平成16年6月 奈良銀行 取締役 平成18年6月 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当 兼コンプライアンス統括部担当 兼信用リスク統括部担当 平成19年6月 近畿大阪銀行 取締役 平成21年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員長 平成22年6月 同 取締役 監査委員会委員(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 1,197
社外取締役	指名委員会 委員	渡 邊 正太郎	昭和11年1月2日生	昭和35年4月 花王石鹼株式会社 (現花王株式会社) 入社 昭和46年10月 同 管理部長 昭和49年5月 同 取締役 昭和51年7月 同 取締役 家庭品本部企画部長 昭和53年6月 同 常務取締役 昭和56年11月 同 専務取締役 昭和57年6月 同 代表取締役専務 昭和63年6月 同 代表取締役副社長 平成12年6月 同 経営諮問委員会 特別顧問 平成14年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 株式会社伊勢丹 取締役 平成14年6月 りそな銀行 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成17年6月 りそな銀行 取締役(現任) 平成17年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員(現任) 平成20年6月 フジッコ株式会社 監査役(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 4,276

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
社外取締役	監査委員会委員長	小島 邦夫	昭和12年12月15日生	昭和35年4月 日本銀行 入行 平成元年5月 同 営業局長 平成2年5月 同 企画局長 平成4年2月 同 理事 平成8年2月 同 顧問 平成8年8月 株式会社日本興業銀行 顧問 平成10年5月 日本証券金融株式会社 顧問 平成10年6月 同 取締役社長 平成15年6月 株式会社商船三井 取締役(現任) 平成16年6月 日本証券金融株式会社 取締役会長 平成17年6月 りそなホールディングス 取締役報酬委員会委員長 平成18年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 平成18年6月 日本証券金融株式会社 取締役相談役 平成18年10月 株式会社 JBISホールディングス 取締役(現任) 平成20年2月 日本証券金融株式会社 顧問(現任) 平成21年4月 社団法人経済同友会 専務理事 平成22年6月 りそなホールディングス 取締役監査委員会委員長(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 1,612
社外取締役	監査委員会委員	飯田 英男	昭和13年11月15日生	昭和41年4月 札幌地方検察庁検事任官 平成6年4月 和歌山地方検察庁検事正 平成7年8月 大阪高等検察庁次席検事 平成8年7月 神戸地方検察庁検事正 平成9年12月 大阪地方検察庁検事正 平成11年6月 札幌高等検察庁検事長 平成13年5月 福岡高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士登録(東京弁護士会入会) 平成14年1月 奥野総合法律事務所 入所(現任) 平成14年5月 株式会社エコス 監査役(現任) 平成15年4月 関東学院大学法学部 教授 平成16年6月 文化シヤッター株式会社 監査役(現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役監査委員会委員(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 1,428
社外取締役	報酬委員会委員長	奥田 務	昭和14年10月14日生	昭和39年4月 株式会社大丸 入社 昭和62年4月 同 本社営業企画室営業企画部長 平成2年2月 同 百貨店事業本部大丸オーストラリア計画室長 平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア 代表取締役 平成7年5月 株式会社大丸 取締役 本社営業戦略室長事務管掌 平成8年5月 同 常務取締役 平成9年3月 同 代表取締役社長 平成15年5月 同 代表取締役会長 兼最高経営責任者 平成18年6月 株式会社大阪証券取引所 取締役(現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役報酬委員会委員 平成19年9月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者 百貨店事業政策部長 兼株式会社大丸代表取締役会長 平成22年3月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者(現任) 平成22年6月 りそなホールディングス 取締役報酬委員会委員長(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 1,468

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	報酬委員会 委員	川 本 裕 子	昭和33年5月31日生	昭和57年4月 株式会社東京銀行 入行 昭和63年6月 オックスフォード大学大学院 経済学修士 修了 昭和63年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニ ー東京支社 入社 平成16年4月 早稲田大学大学院 ファイナンス研究科 教授(現任) 平成16年6月 株式会社大阪証券取引所 取締役 (現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員 平成18年6月 マネックス・ビーンズ・ホールデ ィングス株式会社(現マネックス グループ株式会社) 取締役(現任) 平成18年6月 株式会社ミレアホールディングス (現東京海上ホールディングス株 式会社) 監査役(現任) 平成21年3月 ヤマハ発動機株式会社 取締役 (現任) 平成22年6月 りそなホールディングス 取締役 報酬委員会委員(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 1,860
社外取締役	指名委員会 委員長	永 井 秀 哉	昭和21年5月29日生	昭和45年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成2年9月 同 本店審査部企業審査第五班 審査役 平成5年3月 同 アトランタ支店長 平成8年6月 同 ロスアンゼルス支店長 平成11年6月 同 常任監査役 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス 常勤監査役 平成14年3月 同 常務執行役員 チーフコンプ ライアンスオフィサー 平成15年6月 日本曹達株式会社 常勤監査役 平成17年4月 立命館アジア太平洋大学アジア太 平洋マネジメント学部 教授 平成17年6月 りそな銀行 取締役 平成18年6月 埼玉りそな銀行 取締役(現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員長(現任) 平成20年4月 東洋学園大学現代経営学部 教授 (現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 2,567
計						普通株式 33,718

- (注) 1 渡邊正太郎、小島邦夫、飯田英男、奥田務、川本裕子及び永井秀哉の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 2 執行役の状況
細谷英二、檜垣誠司及び東和浩の取締役3名は執行役を兼務しております。
- 3 所有株式数には、6月の役員持株会における買付分は含まれておりません。また、1株未満の保有分は記載しておりません。

(2) 取締役を兼務しない執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役	グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当	岩田直樹	昭和31年5月2日生	昭和54年4月 平成16年4月 平成16年10月 平成17年6月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年6月	協和銀行 入行 りそな銀行 執行役 マーケティング戦略部担当 りそなホールディングス 執行役 商品企画部担当 りそな銀行 執行役員 東京営業サポート部副担当 兼大阪営業サポート部副担当 兼マーケティング戦略部副担当 同 執行役員 ネットワークビジネス部担当兼 コンシューマーバンキング部担当 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼 コンシューマーバンキング部担当 埼玉りそな銀行 取締役 りそな銀行 専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当 同 取締役兼専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当 同 代表取締役社長兼執行役員 地域サポート部担当(現任) りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 1,698
執行役	グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当	上條正仁	昭和29年7月12日生	昭和52年4月 平成15年6月 平成15年10月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年6月	協和銀行 入行 埼玉りそな銀行 執行役員 リスク統括部担当兼人事部長 同 執行役員 資金証券部担当 兼人事部長 同 執行役員 埼玉東地域営業本部長 同 常務執行役員 埼玉東地域営業本部長 同 代表取締役兼常務執行役員 営業サポート本部長 兼資金証券部担当 りそな銀行 専務執行役員 ソリューションサポート部担当 兼公共法人部担当兼東海営業本部 担当兼大阪公務部担当 兼東京公務部担当 同 取締役兼専務執行役員 コーポレートビジネス部担当 兼法人ソリューション営業部担当 兼公共法人部担当 埼玉りそな銀行 代表取締役社長 (現任) りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(埼玉りそな銀行 経営管理)担当(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 5,207

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役	グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当	桔 梗 芳 人	昭和30年2月5日生	昭和53年4月 協和銀行 入行 平成15年10月 りそな銀行 執行役 東京営業推進部長 平成16年4月 同 常務執行役 東京営業サポート部担当 平成17年4月 同 常務執行役 東京営業サポート部担当兼サービス改革本部部長 平成17年6月 近畿大阪銀行 代表取締役副社長 平成18年6月 同 代表取締役社長 平成18年6月 りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当(現任) 平成20年4月 近畿大阪銀行 代表取締役社長 兼執行役員 経営企画部担当 兼事故防止対策室担当 平成21年7月 同 代表取締役社長兼執行役員 経営企画部担当兼事故防止対策室担当兼人材強化戦略室担当 平成22年4月 同 代表取締役社長兼執行役員 サービス改革部担当兼経営企画部担当兼事故防止対策室担当 兼人材強化戦略室担当(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 1,826
執行役	コーポレートコミュニケーション部担当兼人材サービス部担当	中 村 重 治	昭和28年9月17日生	昭和51年4月 埼玉銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 執行役 市場営業部長 平成15年10月 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部長 平成15年10月 りそな銀行 執行役 リスク統括部長 平成15年10月 りそな信託銀行 取締役 平成16年4月 りそな銀行 執行役 総合資金部担当 平成17年6月 同 常務執行役員 総合資金部担当 平成18年6月 同 取締役兼専務執行役員 総合資金部担当 兼コーポレートガバナンス室担当 平成18年6月 りそなホールディングス 執行役 コーポレートコミュニケーション部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成19年6月 りそな銀行 取締役兼専務執行役員 人材サービス室担当 兼コーポレートガバナンス室担当 平成19年6月 りそなホールディングス 執行役 人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成20年6月 りそな銀行 代表取締役副社長 兼執行役員 人材サービス部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成20年11月 同 代表取締役副社長兼執行役員 人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 兼総合資金部担当統括 平成21年3月 同 代表取締役副社長兼執行役員 人材サービス部担当兼人材育成部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当兼総合資金部担当統括 平成21年6月 同 代表取締役副社長兼執行役員 コーポレートセンター(経営管理部除く)担当統括(現任) 平成21年6月 りそなホールディングス 執行役 コーポレートコミュニケーション部担当 兼人材サービス部担当(現任) 平成22年6月 りそな銀行 代表取締役副社長 兼執行役員 コーポレートセンター担当統括(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 2,438

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役	オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 兼IT企画部担当	池田 一 義	昭和32年1月14日生	昭和56年4月 平成16年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成22年6月	埼玉銀行 入行 りそな銀行 執行役 コーポレートガバナンス事務局担当 りそなホールディングス 執行役 企画部IR室担当兼広報部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 近畿大阪銀行 取締役 りそな銀行 執行役員 システム部担当 兼経営管理室(新規事業)担当 りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(新規事業)担当 兼システム部担当 同 執行役 グループ戦略部長 兼コーポレートコミュニケーション部担当 りそな銀行 常務執行役員 オペレーション改革部担当 兼システム部担当(現任) りそなホールディングス 執行役 オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当兼IT企画部担当(現任) 埼玉りそな銀行 取締役(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 6,245
執行役	リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当	松井 浩 一	昭和35年3月15日生	昭和58年4月 平成16年4月 平成18年6月 平成19年3月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年6月	協和銀行 入行 りそなホールディングス リスク統括部長 兼りそな銀行 リスク統括部長 りそな銀行 執行役員 リスク統括部長 兼コンプライアンス統括部担当 同 執行役員 リスク統括部長 同 執行役員 リスク統括部担当 兼融資企画部担当 同 執行役員 リスク統括部担当(現任) りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 2,528
執行役	コンプライアンス統括部担当	西 東 久	昭和33年5月6日生	昭和58年4月 平成17年1月 平成17年10月 平成18年4月 平成20年4月 平成22年6月 平成22年6月	大和銀行 入行 りそなホールディングス コーポレートガバナンス事務局 部長 りそな銀行 九州地域 地域CEO 同 九州営業本部 地域営業本部長 同 執行役員 大阪営業部長 同 常務執行役員 コンプライアンス統括部担当 兼サービス改革部担当(現任) りそなホールディングス 執行役 コンプライアンス統括部担当(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 2,129
執行役	財務部長 兼グループ戦略部(ファイナンス・グループALM・IR)担当	野村 真	昭和36年9月19日生	昭和59年4月 平成16年10月 平成18年12月 平成19年4月 平成21年6月 平成22年5月	埼玉銀行 入行 りそなホールディングス 商品企画部グループリーダー 同 財務部グループリーダー 同 財務部長 同 執行役 財務部長 同 執行役 財務部長 兼グループ戦略部(ファイナンス・グループALM・IR)担当(現任)	平成22年6月25日から1年	普通株式 2,324

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	内部監査 部長	吉 武 一	昭和31年7月1日生	昭和54年4月 協和銀行 入行 平成16年4月 日本ユニシス株式会社 金融企画部マネージャー 平成18年4月 同 ビジネス・イノベーション・ オフィスシニア・マネージャー 平成20年4月 りそな銀行 内部監査部アドバイザー 平成21年6月 近畿大阪銀行 取締役(現任) 平成21年6月 りそなホールディングス 執行役 内部監査部長(現任)	平成22年 6月25日 から1年	普通株式 739
計						普通株式 25,134

(注) 1 所有株式数には、6月の役員持株会における買付分は含まれておりません。また、1株未満の保有分は記載していません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

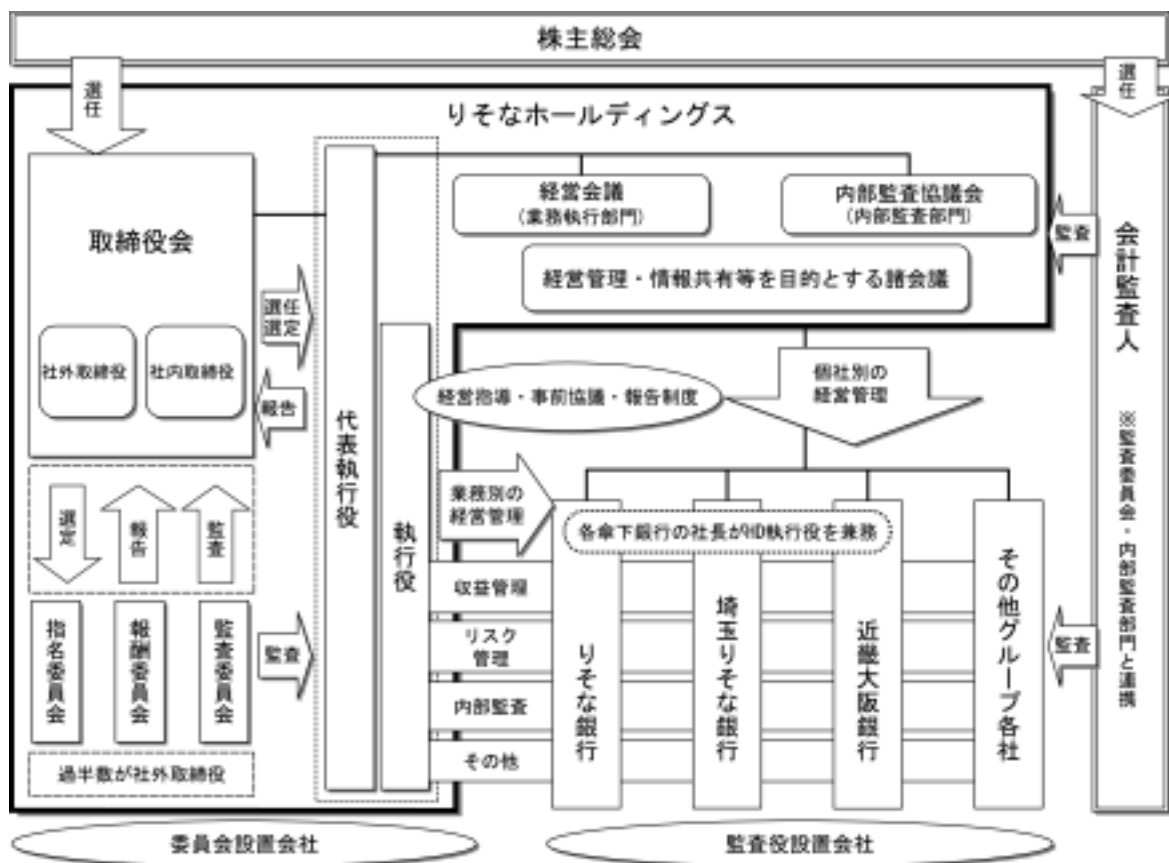
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めることで、ガバナンス強化を図る方針です。

当社は、平成15年6月のりそな銀行への公的資金の注入を踏まえ、透明性の高い、健全で効率的な経営を実践すべく邦銀初となる「委員会設置会社」としました。指名、報酬、監査の各委員会のみならず、取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより、経営の透明性と客観性を高めております。経営の監督と執行の機能を分離し、迅速な意思決定のため執行役への権限委譲を行う一方、取締役会による監督機能の強化を図り、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

一方、当社の完全子会社である傘下銀行については、全て監査役設置会社形態としており、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。

<グループのコーポレート・ガバナンス体制>



< 「りそなグループ経営理念」 ・ 「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」 >

当グループは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、更に経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」を定めております。

当グループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切に、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

ア. りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

お客さまの信頼に応えます。
 変革に挑戦します。
 透明な経営に努めます。
 地域社会とともに発展します。

イ. りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)

お客さまと 「りそな」	「りそな」はお客さまとの 信頼関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。 ・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。 ・常に感謝の気持ちで接します。
株主と 「りそな」	「りそな」は株主との 関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。 ・健全な利益の適正な還元を目指します。 ・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。
社会と 「りそな」	「りそな」は社会との つながりを大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。 ・広く社会のルールを遵守します。 ・良き企業市民として地域社会に貢献します。
従業員と 「りそな」	「りそな」は従業員の 人間性を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> ・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。 ・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。 ・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

コーポレート・ガバナンス体制の状況

ア. 会社の機関等

a. 取締役会

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役6名)により構成され、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。平成21年度には15回開催しております。なお、平成17年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務する体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。

- * 当社は、取締役の員数を15名以内、そのうち2名以上は社外取締役とする旨定款に規定しております。
- * 当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に規定しております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に規定しております。

b. 指名委員会

指名委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、委員長は社外取締役)により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。平成21年度には5回開催しております。なお、当グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するために、最適な人材に経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、平成19年6月にサクセッション・プランを導入しております。

c. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、委員長は社外取締役)により構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針や、個人別の報酬等を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。平成21年度には3回開催しております。なお、平成16年度には役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動報酬制度を導入しております。平成22年度には株式取得報酬制度を導入しております。当社と他社との間で報酬委員の相互兼任はありません。

d. 監査委員会

監査委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、委員長は社外取締役)により構成され、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。また、内部監査部並びにコンプライアンス統括部、リスク統括部及び財務部等の内部統制部門と連携し、内部統制システムを監視、検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。平成21年度には14回開催しております。

e. 経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。平成21年度には40回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

f. 内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等により構成されており、その協議・報告内容等は、取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。平成21年度には16回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

イ. グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社でありそのホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っております。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、当社への事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、当社による管理及び統制を実施する体制を構築しております。

ウ. 社外取締役に関する事項

a. 社外取締役の構成

提出日現在の社外取締役の員数は6名であり、その構成は以下のとおりとなっております。

氏 名	委 員 会	兼 職 状 況
渡 邊 正太郎	指名委員会委員	株式会社りそな銀行 社外取締役 フジッコ株式会社 社外監査役
小 島 邦 夫	監査委員会委員長	日本証券金融株式会社 顧問 株式会社商船三井 社外取締役 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
飯 田 英 男	監査委員会委員	弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス 社外監査役 文化シャッター株式会社 社外監査役
奥 田 務	報酬委員会委員長	J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長 兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
川 本 裕 子	報酬委員会委員	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
永 井 秀 哉	指名委員会委員長	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学現代経営学部 教授

(注) 1 社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係その他について特別な利害関係はありません。

2 社外取締役は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。

3 社外取締役は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2等に規定する独立役員です。

b. 社外取締役の主な活動状況

社外取締役は取締役会及び各委員会において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言を行っております。

また、社外取締役は、コンプライアンス統括部、リスク統括部及び財務部等の内部統制部門の各部署並びに内部監査部等から、定期的にまたは必要に応じ、業務の状況等について報告を受けており、取締役会の一員として業務執行の監督を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況 (平成21年度)	取締役会等における発言その他の活動状況
渡邊 正太郎	6年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度指名委員会5回開催のうち4回出席。	製造業出身者及び長年に亘る経営者としての経験に基づき、特に、管理会計や業務運営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
小島 邦夫	4年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち14回出席。 当年度報酬委員会3回開催のうち3回出席。	金融分野の専門家及び経営者としての経験に基づき、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
飯田 英男	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度監査委員会14回開催のうち14回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等があります。
奥田 務	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度報酬委員会3回開催のうち2回出席。	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、業務運営改革や営業戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
川本 裕子	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度監査委員会14回開催のうち13回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営風土改革や金融戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
永井 秀哉	3年9ヵ月	当年度取締役会15回開催のうち15回出席。 当年度指名委員会5回開催のうち5回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1 在任期間は、社外取締役への就任から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

c. 責任限定契約

社外取締役である渡邊正太郎氏、小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、川本裕子氏及び永井秀哉氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

d. 社外取締役のサポート体制

社外取締役に対するサポート体制として、情報提供のための専属スタッフ(コーポレートガバナンス事務局)を設置しております。

コーポレートガバナンス事務局は、取締役会、指名委員会及び報酬委員会運営の事務局として、取締役の監督機能・意思決定のサポートを担っております。社外取締役に対しては、事務局スタッフが、取締役会に付議される事項等について、原則定例取締役会開催の都度、事前に説明を行っております。

事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項について、適宜、所管部等に情報を伝達することによって、取締役会での議論に反映させるなど、取締役会の効率的かつ効果的な運営を目指しております。

緊急の要件や特定の事案に関しては、所管部署の執行役等が直接社外取締役に説明を行う場合もあります。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ア. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当グループは、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、真のリテールバンクの確立を目指しております。

この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、グループ内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、当グループに相応しい内部統制を構築することを目指しております。

<基本方針>

当社は、グループ企業価値の向上に向け、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

「グループ内部統制に係る基本方針」の概要

<p>I. はじめに</p>	<p>当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
<p>II. 内部統制の目的 (基本原則)</p>	<p>当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の有効性及び効率性の向上 2. 財務報告の信頼性の確保 3. 法令等の遵守 4. 資産の保全
<p>III. 内部統制システムの構築 (基本条項)</p>	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT(Information Technology)への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項 6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項 7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項 8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項 9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

a. グループ運営に係る体制整備の状況

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めております。

当社の取締役会においては、平成15年6月に邦銀初の委員会設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能強化と、業務執行の迅速性向上が図られております。

また、傘下銀行等を監査役設置会社に統一し、グループの基本的なガバナンス形態の整合性を確保するとともに、各傘下銀行社長が当社執行役を兼務する体制とするなど、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

こうした体制のもと、グループ企業価値の向上を目的として、グループ各社に対する経営管理を実施しております。

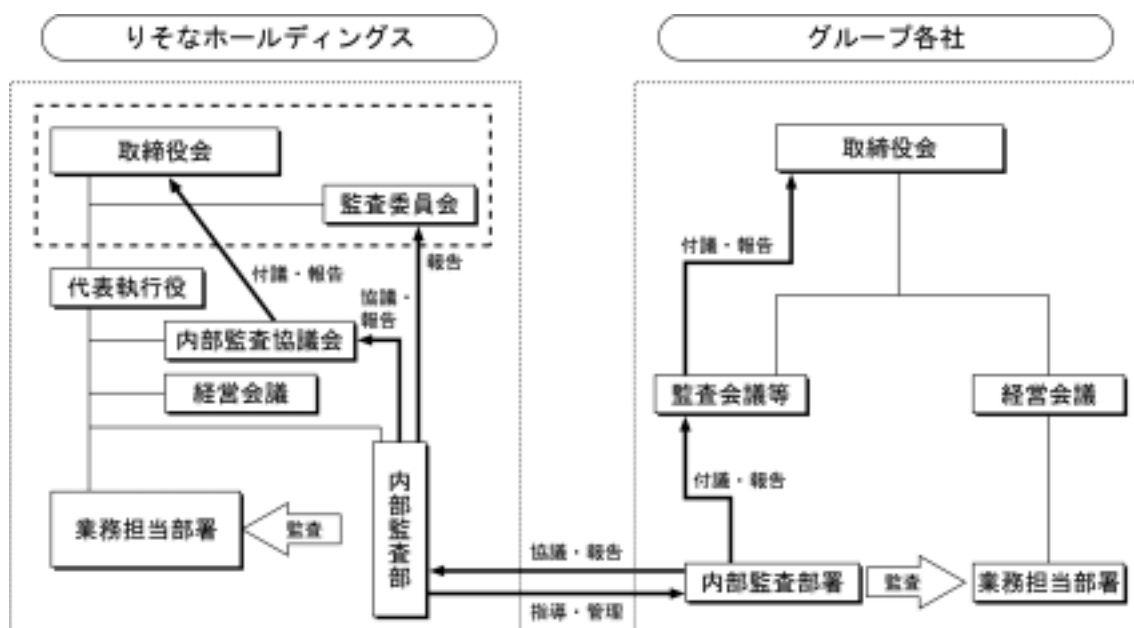
b. 内部監査に係る体制整備の状況

当グループでは、内部監査体制を整備するため「グループ内部監査基本方針」を定め、これに基づき本部や営業店等の業務担当部署から独立した内部監査部署が、当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について、客観的かつ公正に検証・評価し、必要に応じて問題点の改善に向けた提言等を行っております。

具体的には、内部監査部署が監査対象部署に対し、指摘、提案、並びに改善策及び改善計画の策定を勧告するとともに、改善勧告を行った事項についての改善状況の管理を行っております。また、内部監査部署は内部監査結果を分析し、監査対象外の業務担当部署に対しても、必要に応じて意見具申や提案等を行っております。

当社内部監査部は、グループの内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を年度毎に策定するとともに、グループ各社との協議を踏まえながら、グループ各社の「内部監査基本計画」策定を指導しております。このように策定された「内部監査基本計画」に基づき、当社及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施します。なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

<グループの内部監査体制>



c. 法令等遵守に係る体制整備の状況

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y（りそなグループ行動宣言）」を定め、これを公表しております。また、経営理念、りそなW A Yを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなS T A N D A R D（りそなグループ行動指針）」を定めております。

この基本理念のもと、当社及びグループ各社において「コンプライアンス基本方針」を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化するとともに、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を当社の示す方針に沿ってグループ各社が年度毎に策定・実践し、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

なお、従業員からコンプライアンスに関する相談・報告を受けるため、ホットライン制度を設けるとともに、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、当社及びグループ各社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討しております。さらに、傘下銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。

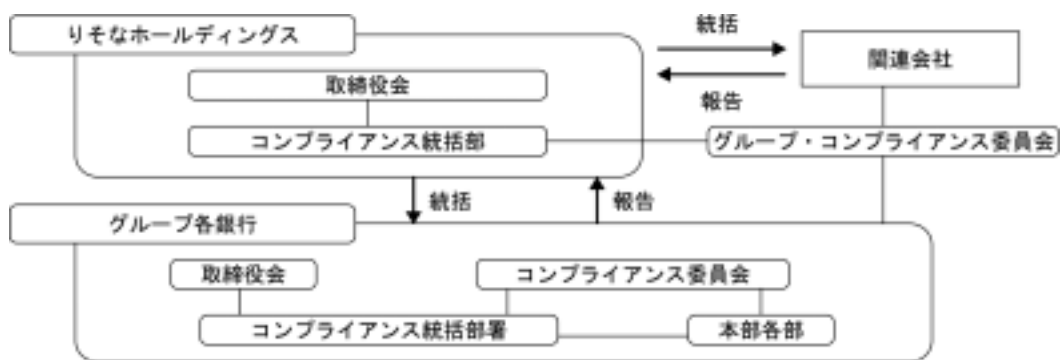
また、各傘下銀行のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さまの情報の取扱い、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応、お客さまとの取引において発生する利益相反の管理に関する管理部署を各傘下銀行及び当社において明確化しております。当社においては、グループ・コンプライアンス委員会で組織横断的な協議や管理を行っております。

グループ・コンプライアンス委員会での協議や管理等により、「信頼度No. 1への挑戦」に取り組んでおります。

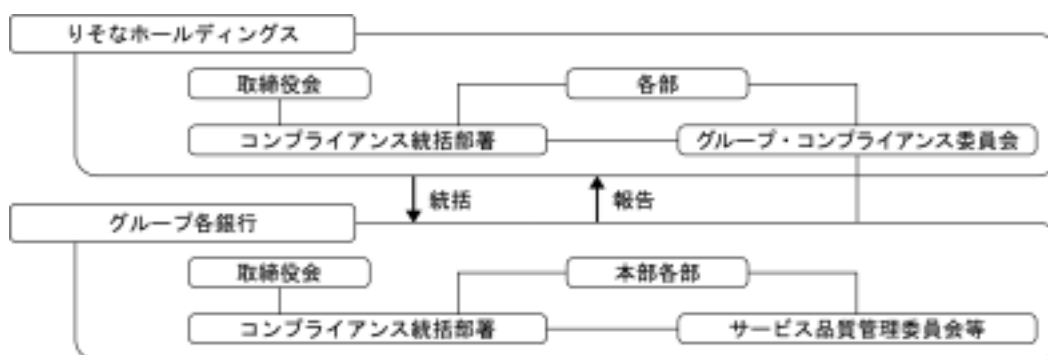
<りそなS T A N D A R Dの概要>

S T A N D A R D－Ⅰ	お客さまのために 最適なサービスのご提供、誠意ある対応、守秘義務の遵守 など
S T A N D A R D－Ⅱ	変革への挑戦 収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など
S T A N D A R D－Ⅲ	誠実で透明な行動 法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など
S T A N D A R D－Ⅳ	責任ある仕事 正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談 など
S T A N D A R D－Ⅴ	社会からの信頼 地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

<グループのコンプライアンス運営体制>



<グループの顧客保護等管理体制>



d. リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、グループ各社のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、グループ各社からのリスク状況の定期的な報告等を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。

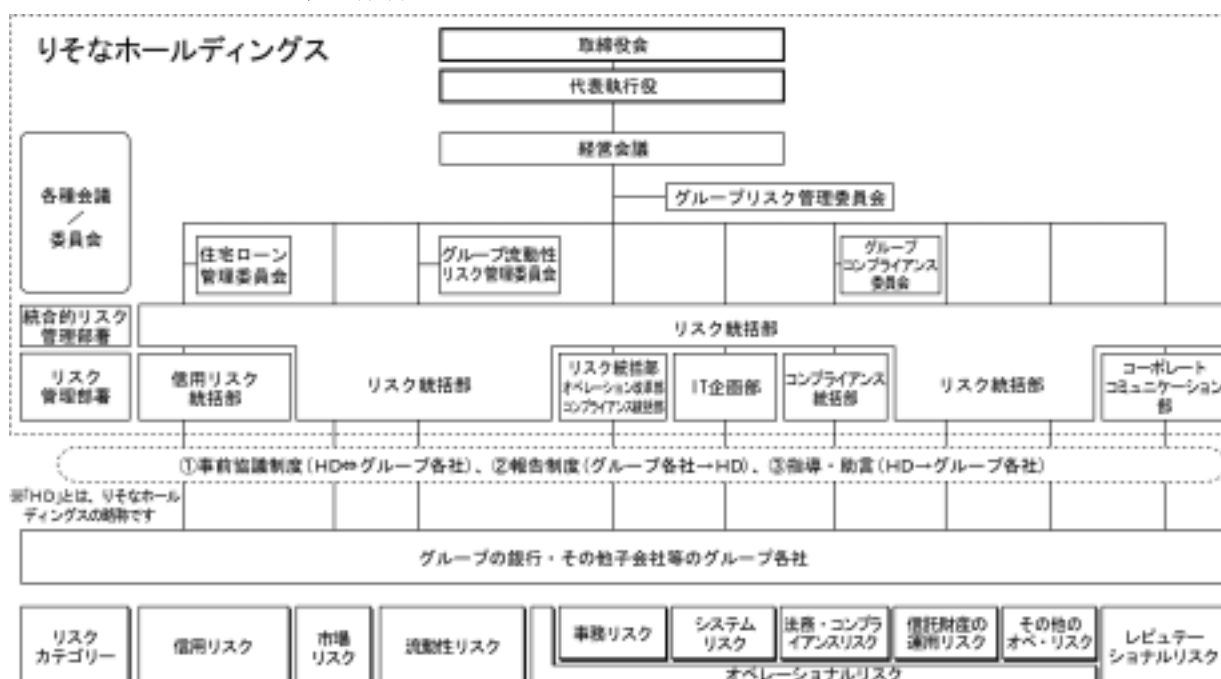
グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理方針を制定し、各社にとって最も効果的かつ適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた方法により管理を行っております。

このほか、当社及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

<グループのリスク管理体制>



ウ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当グループは、「反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する」ということを基本的な考え方としております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(イ) 社内規則の整備状況

当グループは、「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」において『反社会的勢力とは、断固として対決します』と宣言するとともに、「コンプライアンス基本方針」に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

(ロ) 対応部署及び不当要求防止責任者

当社及びグループ各社に設置されたコンプライアンス統括部署を反社会的勢力に対する管理統括部署と定め、反社会的勢力との取引防止・遮断等に関し適切な対処等を行っております。各傘下銀行では、不当要求防止責任者を各営業拠点等に設置し、所轄警察署(公安委員会)に届出を行い、公安委員会が実施する「責任者講習」を受講し、反社会的勢力からの不当要求等に断固・毅然たる態度で対応しております。

(ハ) 外部の専門機関との連携状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において警察等関係行政機関、弁護士等との連携を行うとともに各営業拠点等においても所轄警察署との相談・連絡等を行い、外部の専門機関との連携を適切に行っております。

(ニ) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的な管理を行っております。

(ホ) 対応マニュアルの整備状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力との対応について定め、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むとともに組織的な対応を行うこととしております。

(ヘ) 研修活動の実施状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス基本方針において反社会的勢力との取引遮断・根絶は極めて重要であると位置付け、役員・従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、コンプライアンスに関する知識の習得を行うため、研修・啓発に継続的に取り組んでおります。

(ト) 暴力団排除条項の導入

取引開始に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合やお取引先が反社会的勢力に該当した場合に、取引を解消する法的根拠としての条項（いわゆる「暴力団排除条項」）を、グループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止に向けた取組みを強化しております。

監査の状況

監査部門として、内部監査を専ら担当する執行役のもと内部監査部を設置し、業務執行部門からの独立性を確保しております〔平成22年3月31日現在、部長以下24名（内、傘下銀行内部監査部兼務者5名）で構成〕。

内部監査部においては、監査委員会事務局を除く全ての業務及び業務担当部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向けた提言を行うことにより、業務の健全性・適切性、企業価値の向上に努めております。具体的には、内部監査の活動方針、対象、重点項目等については、コンプライアンス統括部、リスク統括部及び財務部等の内部統制部門における各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理体制を勘案の上、監査の効率性・実効性にも配慮した年度の基本方針及び基本計画を策定し、監査委員会と意見交換を実施の上、取締役会の承認を得ております。

内部監査の結果については、内部監査協議会を経由して取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。また、問題点の改善提言に基づく監査対象部署の改善状況については、定期的に取り纏めて内部監査協議会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。また、内部監査部は会計監査人から監査結果及び監査実施状況等についての報告を定期的に受けているほか、情報交換を随時行うことにより、内部統制上の問題の共有化を図るなど会計監査人との連携に努めております。

なお、平成21年度会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

有限責任監査法人トーマツ

古 澤 茂 氏 （6年）

岸 野 勝 氏 （6年）

牧 野 あや子 氏 （1年）

（その他補助者44名）

* （ ）内年数は、継続監査年数

監査委員会に関しては、その職務を補助する監査委員会事務局（平成22年3月31日現在、部長以下4名）の設置やそのスタッフの執行役からの独立性の確保、執行役等が監査委員会へ報告すべき事項など、会社法等で定められた監査委員会の職務遂行に必要な事項を取締役会で決議しております。監査委員会は、これらを含めた内部統制システムに係る取締役会での決議内容及び当社の内部統制システムの整備状況等を踏まえて監査の基本方針・基本計画を決議し、効率的で実効性のある組織監査に努めております。具体的には、社内の重要会議に出席し、内部監査部並びにコンプライアンス統括部、リスク統括部及び財務部等の内部統制部門をはじめとした執行役等への定期的なヒアリングや執行部門の意思決定を伴う書面閲覧等を通じて得られた情報などを基に監査委員会にて協議を行い、必要に応じて執行役等に内部統制システムの整備・運用に資する提言を行っております。なお、監査委員会の審議の概要については、開催の都度、社外取締役が過半数を占める取締役会に報告しております。

また、会計監査人から監査の結果及び監査実施状況等につき定期的に報告を受けているほか、随時意見交換を行うなど連携の強化を図っております。

上記のとおり内部監査、監査委員会監査及び会計監査は、経営の透明性と客観性に資する役割を担っております。また、それぞれが連携を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの有効性確保に努めております。

取締役及び執行役の報酬の内容

ア. 取締役及び執行役に対する報酬等

(対象期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：人、百万円)

役員区分	員数	報酬等の総額			
		基本報酬	業績連動報酬	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	2	21	20	0	—
執行役	15	149	87	62	—
社外取締役	7	62	60	1	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。
 3 期末現在の人員は、取締役10名、執行役12名で、内3名は取締役と執行役を兼務しております。なお、取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。
 また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する3名については、報酬は支給しておりません。
 4 社外取締役に対する子会社からの報酬等は、下記のとおりであります。
 支給員数 2名
 報酬等の額 14百万円

イ. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

- ・当社の取締役及び執行役が受ける報酬等は、企業価値増大に向けたインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。
- ・更に、執行役が受ける報酬等は、りそなグループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、株式取得報酬を含む体系とします（平成22年6月導入）。

a. 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成します。

執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

(イ) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

(ロ) 業績連動報酬（変動報酬）

取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。

(ハ) 職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。

b. 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。

業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、業績連動報酬の比率を相応に高めた60対40とします。

(イ) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

(ロ) 業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

(ハ) 株式取得報酬（変動報酬）

中期経営計画における前年度の税引前当期利益が一定水準超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拋出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給します。

子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、執行役としての報酬は支給しません。

なお、取締役及び執行役の退職慰労金制度については平成16年6月25日をもって廃止しております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項等、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた事項等及び株主総会の特別決議要件の内容等

- ア. 当社は、取締役及び執行役の外部からの招聘等を考慮して、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び執行役(執行役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に規定しております。これは、取締役及び執行役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的としております。
- イ. 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨定款に規定しております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的としております。
- ウ. 当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に規定しております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

種類株式の発行

当社は、普通株式と権利関係の異なる種類株式として、株主総会における議決権を有しない、丙種第一回優先株式、己種第一回優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式及び第6種優先株式(ただし、上記各種優先株式については無配となった場合には議決権を有します。)、並びに株主総会における議決権を有する、第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式及び第3種第一回優先株式を発行しております。各種類株式の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の記載を参照下さい。

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するため、最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランを導入しております。

また、役員報酬について、当グループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、平成22年6月に株式取得報酬を導入しております。

株式の保有状況

- ア. 当社は、子会社の経営管理を行うことを主たる業務としております。当社が保有する株式は全て子会社株式であり、それ以外の保有目的が純投資目的もしくは純投資目的以外の目的の株式は保有しておりません。
- イ. 当社及び連結子会社のうち、投資株式（財務諸表等規則第32条第1項第1号に規定する有価証券およびこれに準じる有価証券に該当する株式）の貸借対照表計上額が最も大きい会社は、株式会社りそな銀行であり、連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えております。株式会社りそな銀行の株式の保有状況は、以下のとおりです。
- a. 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は1,248銘柄、その貸借対照表計上額は412,153百万円であります。
- b. 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式(みなし保有株式及び非上場株式を除く)のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
スズキ株式会社	13,000,000	26,198	取引関係の維持・強化のため
SMC株式会社	1,959,800	23,306	同上
パナソニック株式会社	17,017,992	22,783	同上
大阪瓦斯株式会社	52,777,081	17,363	同上
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	5,574,218	11,515	同上
シャープ株式会社	7,300,068	7,917	同上
株式会社シマノ	1,711,200	6,902	同上
株式会社ジェイテクト	6,749,426	6,634	同上
明治ホールディングス株式会社	1,523,672	5,581	同上
株式会社日本触媒	6,867,196	5,545	同上

- c. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益該当ありません。
- d. 投資株式のうち、当事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当ありません。
- e. 投資株式のうち、当事業年度中に保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社	206,690,000	64,446,045	175,730,000	4,700,000
連結子会社	491,970,000	8,221,905	491,080,000	2,400,000
計	698,660,000	72,667,950	666,810,000	7,100,000

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社であるりそなブルダニア銀行(P.T.Bank Resona Perdania)は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているOsman Bing Satrio & Rekan (Member of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein)に対して、2008年12月事業年度の監査報酬等を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社であるりそなブルダニア銀行(P.T.Bank Resona Perdania)は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているOsman Bing Satrio & Rekan (Member of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein)に対して、2009年12月事業年度の監査報酬等を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務は、財務報告に係る内部統制に関する指導、助言業務等であります。

当連結会計年度

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務は、会計処理に関する相談業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人の独立性を担保し、会計監査人による監査の実効性と信頼性を確保するため、当社の監査報酬の決定におきましては、会計監査人から年間の監査計画、監査見積もり日数及び単価の提示を受け、その妥当性を確認して報酬額を決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表については、監査法人トーマツの監査証明を受け、当連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

4 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う様々な研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	⁸ 1,404,333	⁸ 1,607,691
コールローン及び買入手形	658,619	872,442
債券貸借取引支払保証金	245,111	56,541
買入金銭債権	403,411	419,212
特定取引資産	⁸ 519,567	⁸ 522,796
有価証券	^{1, 2, 8, 15} 8,011,712	^{1, 2, 8, 15} 8,915,317
貸出金	^{3, 4, 5, 6, 7, 8, 9} 26,509,254	^{3, 4, 5, 6, 7, 8, 9} 26,263,548
外国為替	⁷ 78,588	⁷ 61,269
その他資産	⁸ 906,688	⁸ 1,086,792
有形固定資産	^{11, 12} 326,503	^{11, 12} 322,297
建物	105,082	103,901
土地	¹⁰ 198,579	¹⁰ 195,933
リース資産	436	723
建設仮勘定	2,281	3,707
その他の有形固定資産	20,123	18,030
無形固定資産	61,107	50,467
ソフトウェア	17,797	13,985
のれん	7,242	-
リース資産	30,609	31,056
その他の無形固定資産	5,458	5,425
繰延税金資産	308,893	247,379
支払承諾見返	870,318	760,305
貸倒引当金	440,967	439,604
投資損失引当金	-	2,925
資産の部合計	39,863,143	40,743,531

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
預金	⁸ 32,107,797	⁸ 32,955,610
譲渡性預金	582,040	1,119,590
コールマネー及び売渡手形	336,790	393,243
売現先勘定	⁸ 790,455	⁸ 132,976
債券貸借取引受入担保金	⁸ 79,613	⁸ 55,933
特定取引負債	122,205	154,402
借入金	^{8, 13} 647,508	^{8, 13} 623,620
外国為替	2,548	3,085
社債	¹⁴ 825,258	¹⁴ 850,264
信託勘定借	345,877	376,687
その他負債	⁸ 898,915	⁸ 964,944
賞与引当金	12,403	12,412
退職給付引当金	6,707	9,821
その他の引当金	25,901	28,999
繰延税金負債	22	24
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 30,695	¹⁰ 29,709
支払承諾	870,318	760,305
負債の部合計	37,685,059	38,471,633
純資産の部		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	493,309	400,709
利益剰余金	1,287,467	1,372,119
自己株式	86,795	86,840
株主資本合計	2,021,182	2,013,189
その他有価証券評価差額金	32,345	83,129
繰延ヘッジ損益	21,976	13,789
土地再評価差額金	¹⁰ 41,712	¹⁰ 40,271
為替換算調整勘定	4,363	3,807
評価・換算差額等合計	26,980	133,382
少数株主持分	129,921	125,326
純資産の部合計	2,178,084	2,271,897
負債及び純資産の部合計	39,863,143	40,743,531

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	979,276	875,130
資金運用収益	677,567	588,792
貸出金利息	565,879	509,771
有価証券利息配当金	63,564	55,104
コールローン利息及び買入手形利息	10,222	1,650
債券貸借取引受入利息	632	111
預け金利息	10,290	1,866
その他の受入利息	26,977	20,287
信託報酬	35,414	28,727
役務取引等収益	166,611	165,671
特定取引収益	21,277	26,526
その他業務収益	42,467	39,747
その他経常収益	※1 35,936	※1 25,664
経常費用	864,873	722,815
資金調達費用	130,492	89,292
預金利息	80,347	52,865
譲渡性預金利息	7,480	2,101
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,271	809
売現先利息	1,360	474
債券貸借取引支払利息	601	273
借入金利息	5,351	2,445
社債利息	28,518	27,001
その他の支払利息	4,559	3,321
役務取引等費用	48,804	49,270
特定取引費用	251	196
その他業務費用	24,209	32,306
営業経費	384,465	387,502
その他経常費用	276,651	164,245
貸倒引当金繰入額	8,715	59,455
その他の経常費用	※2 267,936	※2 104,790
経常利益	114,402	152,314
特別利益	127,579	28,719
固定資産処分益	105,183	76
償却債権取立益	22,395	23,974
その他の特別利益	0	※4 4,667
特別損失	7,784	4,976
固定資産処分損	1,869	1,339
減損損失	3,370	3,636
その他の特別損失	※3 2,545	—
税金等調整前当期純利益	234,196	176,057
法人税、住民税及び事業税	9,563	11,954
法人税等調整額	97,471	27,774
法人税等合計	107,035	39,728
少数株主利益	3,250	4,098
当期純利益	123,910	132,230

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	327,201	327,201
資本剰余金		
前期末残高	673,764	493,309
当期変動額		
新株の発行	—	178,650
自己株式の処分	△19	△0
自己株式の消却	△180,435	△271,250
当期変動額合計	△180,455	△92,600
当期末残高	493,309	400,709
利益剰余金		
前期末残高	1,190,557	1,287,467
当期変動額		
剰余金の配当	△44,249	△49,019
当期純利益	123,910	132,230
土地再評価差額金の取崩	17,249	1,440
当期変動額合計	96,910	84,652
当期末残高	1,287,467	1,372,119
自己株式		
前期末残高	△1,280	△86,795
当期変動額		
自己株式の取得	△266,256	△271,302
自己株式の処分	306	6
自己株式の消却	180,435	271,250
当期変動額合計	△85,514	△45
当期末残高	△86,795	△86,840
株主資本合計		
前期末残高	2,190,242	2,021,182
当期変動額		
新株の発行	—	178,650
剰余金の配当	△44,249	△49,019
当期純利益	123,910	132,230
自己株式の取得	△266,256	△271,302
自己株式の処分	287	6
土地再評価差額金の取崩	17,249	1,440
当期変動額合計	△169,059	△7,993
当期末残高	2,021,182	2,013,189

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	123,207	△32,345
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△155,553	115,475
当期変動額合計	△155,553	115,475
当期末残高	△32,345	83,129
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	18,308	21,976
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,668	△8,187
当期変動額合計	3,668	△8,187
当期末残高	21,976	13,789
土地再評価差額金		
前期末残高	58,961	41,712
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△17,249	△1,440
当期変動額合計	△17,249	△1,440
当期末残高	41,712	40,271
為替換算調整勘定		
前期末残高	△2,252	△4,363
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,111	555
当期変動額合計	△2,111	555
当期末残高	△4,363	△3,807
評価・換算差額等合計		
前期末残高	198,225	26,980
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△171,245	106,402
当期変動額合計	△171,245	106,402
当期末残高	26,980	133,382
少数株主持分		
前期末残高	136,188	129,921
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,267	△4,595
当期変動額合計	△6,267	△4,595
当期末残高	129,921	125,326

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	2,524,656	2,178,084
当期変動額		
新株の発行	—	178,650
剰余金の配当	△44,249	△49,019
当期純利益	123,910	132,230
自己株式の取得	△266,256	△271,302
自己株式の処分	287	6
土地再評価差額金の取崩	17,249	1,440
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△177,512	101,806
当期変動額合計	△346,571	93,813
当期末残高	2,178,084	2,271,897

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	234,196	176,057
減価償却費	20,920	24,235
減損損失	3,370	3,636
のれん償却額	7,242	7,242
持分法による投資損益 (△は益)	△201	△90
貸倒引当金の増減 (△)	△49,835	△1,362
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	—	2,925
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,562	8
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,357	3,114
資金運用収益	△677,567	△588,792
資金調達費用	130,492	89,292
有価証券関係損益 (△)	456	△19,190
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△73	—
為替差損益 (△は益)	△61,305	△55,004
固定資産処分損益 (△は益)	△103,314	1,263
特定取引資産の純増 (△) 減	△73,605	△3,228
特定取引負債の純増減 (△)	△39,087	32,197
貸出金の純増 (△) 減	△456,793	245,706
預金の純増減 (△)	472,368	847,812
譲渡性預金の純増減 (△)	△780,090	537,550
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	9,321	△23,887
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	598,816	△29,277
コールローン等の純増 (△) 減	1,091,515	△229,624
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△143,861	188,570
コールマネー等の純増減 (△)	681,941	△601,025
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	38,975	△23,680
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△6,734	17,318
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△348	537
普通社債発行及び償還による増減 (△)	10,326	△109,637
信託勘定借の純増減 (△)	△22,119	30,810
資金運用による収入	681,558	601,668
資金調達による支出	△137,854	△90,520
その他	△21,564	△32,918
小計	1,404,942	1,001,705
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	64,287	22,783
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,469,230	1,024,489

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△35,881,690	△36,550,181
有価証券の売却による収入	28,338,559	30,653,401
有価証券の償還による収入	6,243,375	5,056,145
金銭の信託の増加による支出	△232,557	—
金銭の信託の減少による収入	232,557	—
有形固定資産の取得による支出	△10,883	△10,932
有形固定資産の売却による収入	165,099	574
無形固定資産の取得による支出	△9,567	△7,115
無形固定資産の売却による収入	2	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,155,104	△858,062
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	11,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△46,000	△11,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	200,747
劣後特約付社債の償還による支出	—	△50,320
株式の発行による収入	—	177,852
配当金の支払額	△44,249	△49,019
少数株主への配当金の支払額	△211	△313
自己株式の取得による支出	△266,256	△271,302
自己株式の売却による収入	287	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△356,430	7,651
現金及び現金同等物に係る換算差額	△148	2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△42,453	174,080
現金及び現金同等物の期首残高	1,153,744	1,111,291
現金及び現金同等物の期末残高	1,111,291	1,285,371

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 19社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 18社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、りそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。 (会計方針の変更) 当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日公表分)を適用しております。 これによる影響はありません。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 ミニター株式会社 連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 15社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 14社</p> <p>(2) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)						
4 開示対象特別目的会社 に関する事項	<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は、住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <table border="1" data-bbox="539 943 986 1155"> <thead> <tr> <th></th> <th>当連結会計 年度末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ローン 債権)</td> <td>3,460百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産 に係る 劣後債権</td> <td>2,251百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 信託報酬、分配益及び事務委託手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。</p>		当連結会計 年度末残高	譲渡資産 (住宅ローン 債権)	3,460百万円	譲渡資産 に係る 劣後債権	2,251百万円	<p>当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。当連結会計年度において、住宅ローン債権譲渡契約に定めるクリーンアップを行使したことに伴い、当該特別目的会社は清算されました。</p>
	当連結会計 年度末残高							
譲渡資産 (住宅ローン 債権)	3,460百万円							
譲渡資産 に係る 劣後債権	2,251百万円							

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：2年～50年 その他：2年～20年</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>同左</p> <p>リース資産</p> <p>同左</p>
	—	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は494,193百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上していましたが、当連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ24,890百万円増加しております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は485,117百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	—	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生 の翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生 の翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 信託取引損失引当金 10,906百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。 預金払戻損失引当金 6,928百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 4,749百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。 ポイント引当金 2,665百万円 「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。 利息返還損失引当金 550百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(10) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 信託取引損失引当金 11,092百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。 預金払戻損失引当金 8,305百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 5,000百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。 ポイント引当金 3,547百万円 「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。 利息返還損失引当金 632百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>——</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法 同左</p>
	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施していただきました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,051百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施していただきました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は285百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左
	(14)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(15)連結納税制度の適用 同左
6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。	同左
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>なお、これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる影響は軽微であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有価証券は256百万円増加、貸倒引当金は3,510百万円減少、繰延税金資産は362百万円減少、その他有価証券評価差額金は530百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ2,873百万円増加しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,121百万円及び出資金6,260百万円が含まれております。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,198百万円及び出資金4,768百万円が含まれております。</p>
<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は245,077百万円で、すべて(再)担保に差し入れております。</p>	<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に37,908百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は50,418百万円、再貸付けに供している有価証券は5,985百万円であります。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は84,558百万円、延滞債権額は418,639百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は35,324百万円、延滞債権額は466,511百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,373百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,700百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は159,454百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は188,583百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は690,025百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は704,120百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																				
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は230,260百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は201,266百万円であります。</p>																																				
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="239 582 774 716"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>170,791百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,203,489百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>238,036百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,978百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="239 750 774 918"> <tr> <td>預金</td> <td>173,982百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>790,455百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>79,613百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>569,800百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>39百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券964,143百万円及びその他資産122,682百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,486百万円、敷金保証金は23,337百万円であります。</p>	特定取引資産	170,791百万円	有価証券	5,203,489百万円	貸出金	238,036百万円	その他資産	3,978百万円	預金	173,982百万円	売現先勘定	790,455百万円	債券貸借取引受入担保金	79,613百万円	借用金	569,800百万円	その他負債	39百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="869 582 1404 716"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>144,914百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,616,701百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>204,219百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,886百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="869 750 1404 918"> <tr> <td>預金</td> <td>175,895百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>132,976百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>55,933百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>550,400百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>39百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,019,816百万円及びその他資産189,800百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,651百万円、敷金保証金は22,963百万円であります。</p>	特定取引資産	144,914百万円	有価証券	5,616,701百万円	貸出金	204,219百万円	その他資産	3,886百万円	預金	175,895百万円	売現先勘定	132,976百万円	債券貸借取引受入担保金	55,933百万円	借用金	550,400百万円	その他負債	39百万円
特定取引資産	170,791百万円																																				
有価証券	5,203,489百万円																																				
貸出金	238,036百万円																																				
その他資産	3,978百万円																																				
預金	173,982百万円																																				
売現先勘定	790,455百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	79,613百万円																																				
借用金	569,800百万円																																				
その他負債	39百万円																																				
特定取引資産	144,914百万円																																				
有価証券	5,616,701百万円																																				
貸出金	204,219百万円																																				
その他資産	3,886百万円																																				
預金	175,895百万円																																				
売現先勘定	132,976百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	55,933百万円																																				
借用金	550,400百万円																																				
その他負債	39百万円																																				
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,182,364百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,943,019百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,821,708百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,623,747百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																																				

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,243百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 206,129百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 213,126百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 54,815百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 54,815百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債には、劣後特約付社債603,332百万円が含まれております。</p>	<p>※14 社債には、劣後特約付社債737,976百万円が含まれております。</p>
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は361,585百万円であります。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は298,524百万円であります。</p>
<p>16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託410,635百万円です。</p>	<p>16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託456,479百万円です。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益13,630百万円を含んでおります。 ※2 「その他の経常費用」には、貸出金償却191,598百万円、株式等償却30,272百万円、株式等売却損25,566百万円を含んでおります。 ※3 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。	※1 「その他経常収益」には、株式等売却益9,007百万円を含んでおります。 ※2 「その他の経常費用」には、貸出金償却72,971百万円及び株式等償却4,590百万円を含んでおります。 ※4 「その他の特別利益」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における劣後特約付社債の買入消却益であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	1,139,957	—	0	1,139,957	
種類株式					
乙種第一回 優先株式	27,220	—	27,220	—	注2
丙種第一回 優先株式	12,000	—	—	12,000	
戊種第一回 優先株式	957	—	957	—	注2
己種第一回 優先株式	8,000	—	—	8,000	
第1種第一回 優先株式	275,000	—	—	275,000	
第2種第一回 優先株式	281,780	—	0	281,780	注3
第3種第一回 優先株式	275,000	—	—	275,000	
第4種 優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種 優先株式	4,000	—	—	4,000	
第9種 優先株式	10,000	—	—	10,000	
合計	2,036,436	—	28,177	2,008,258	
自己株式					
普通株式	438	63,920	226	64,133	注4
種類株式					
乙種第一回 優先株式	—	27,220	27,220	—	注2
戊種第一回 優先株式	—	957	957	—	注2
第2種第一回 優先株式	—	0	0	—	注3
合計	438	92,098	28,404	64,133	

(注) 1. 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び優先株式の各1株を100株に分割しております。

株式数は前連結会計年度末に当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。

- 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の発行済株式並びに自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
- 第2種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、第2種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の処分による減少であります。
- 自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加並びに、端株・単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	平成20年3月31日	平成20年6月10日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第2種第一回 優先株式	7,224	2,564		
	第3種第一回 優先株式	7,051	2,564		
	第4種 優先株式	2,501	99,250		
	第5種 優先株式	2,184	54,622		
	第9種 優先株式	2,676	26,769		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	利益剰余金	平成21年3月31日	平成21年6月9日
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90			
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第9種 優先株式	3,255	325.50			

なお、当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式および優先株式の各1株を100株に分割しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	1,139,957	75,000	-	1,214,957	注1
種類株式					
丙種第一回 優先株式	12,000	-	-	12,000	
己種第一回 優先株式	8,000	-	-	8,000	
第1種第一回 優先株式	275,000	-	-	275,000	
第2種第一回 優先株式	281,780	-	-	281,780	
第3種第一回 優先株式	275,000	-	-	275,000	
第4種 優先株式	2,520	-	-	2,520	
第5種 優先株式	4,000	-	-	4,000	
第6種 優先株式	-	3,000	-	3,000	注1
第9種 優先株式	10,000	-	10,000	-	注2
合計	2,008,258	78,000	10,000	2,076,258	
自己株式					
普通株式	64,133	40	4	64,168	注3
種類株式					
第9種 優先株式	-	10,000	10,000	-	注2
合計	64,133	10,040	10,004	64,168	

(注) 1. 新株の発行による増加であります。

2. 第9種優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第9種優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

3. 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90		
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
	第9種 優先株式	3,255	325.50		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	11,507	10.00	利益剰余金	平成22年3月31日	平成22年6月9日
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第2種第一回 優先株式	8,081	28.68			
	第3種第一回 優先株式	7,887	28.68			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第6種 優先株式	1,159	386.51			

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成21年3月31日現在	平成22年3月31日現在
現金預け金勘定 1,404,333百万円	現金預け金勘定 1,607,691百万円
日本銀行以外への預け金 <u>△293,042百万円</u>	日本銀行以外への預け金 <u>△322,320百万円</u>
現金及び現金同等物 1,111,291百万円	現金及び現金同等物 1,285,371百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、9,380百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 9,105百万円 無形固定資産 498百万円 合計 <u>9,604百万円</u> 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,945百万円 無形固定資産 197百万円 合計 <u>6,143百万円</u> 年度末残高相当額 有形固定資産 3,160百万円 無形固定資産 300百万円 合計 <u>3,460百万円</u> ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,742百万円 1年超 2,155百万円 合計 <u>3,898百万円</u> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,509百万円 減価償却費相当額 2,399百万円 支払利息相当額 136百万円	(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,015百万円 無形固定資産 426百万円 合計 <u>7,441百万円</u> 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,374百万円 無形固定資産 217百万円 合計 <u>5,591百万円</u> 年度末残高相当額 有形固定資産 1,640百万円 無形固定資産 209百万円 合計 <u>1,849百万円</u> ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,110百万円 1年超 1,046百万円 合計 <u>2,157百万円</u> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,806百万円 減価償却費相当額 1,601百万円 支払利息相当額 78百万円

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>												
<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>												
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,775百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,466百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">8,241百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,775百万円	1年超	4,466百万円	合計	8,241百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,247百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,396百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,643百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,247百万円	1年超	4,396百万円	合計	5,643百万円
1年内	3,775百万円												
1年超	4,466百万円												
合計	8,241百万円												
1年内	1,247百万円												
1年超	4,396百万円												
合計	5,643百万円												
<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">51百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">822百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">874百万円</td> </tr> </table>	1年内	51百万円	1年超	822百万円	合計	874百万円	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">720百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">792百万円</td> </tr> </table>	1年内	71百万円	1年超	720百万円	合計	792百万円
1年内	51百万円												
1年超	822百万円												
合計	874百万円												
1年内	71百万円												
1年超	720百万円												
合計	792百万円												

(金融商品関係)

I 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下に3つの商業銀行を持つ総資産約40兆円を有する金融グループとして、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理(ALM)を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証・債権管理回収等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金、特定目的ファンドであり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

当期の連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は73%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

- ・金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

- ・通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

- ・株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

- ・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

(i) お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

- ・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

- ・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

- ・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii) 金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii) トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（3） のとおり適切に管理しております。

金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が85%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証（株）、債権管理回収等を行っているりそな債権回収（株）、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード（株）等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネットティング契約によっても保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

市場リスクの管理

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティブティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況を定期的にモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社グループがお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,607,691	1,607,691	—
(2) コールローン及び買入手形	872,442	872,442	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	56,541	56,541	—
(4) 買入金銭債権（*1）	419,101	420,855	1,753
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	354,146	354,146	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,087,202	1,112,046	24,844
その他有価証券	7,703,831	7,703,831	—
(7) 貸出金	26,263,548		
貸倒引当金(*1)	△381,379		
	25,882,168	26,250,087	367,918
(8) 外国為替(*1)	61,269	61,269	—
資産計	38,044,396	38,438,913	394,516
(1) 預金	32,955,610	32,974,526	18,916
(2) 譲渡性預金	1,119,590	1,119,616	26
(3) コールマネー及び売渡手形	393,243	393,243	—
(4) 売現先勘定	132,976	132,976	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	55,933	55,933	—
(6) 借入金	623,620	625,108	1,488
(7) 外国為替	3,085	3,085	—
(8) 社債	850,264	850,361	96
(9) 信託勘定借	376,687	376,687	—
負債計	36,511,012	36,531,540	20,527
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	71,892	71,892	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(32,653)	(32,947)	△294
デリバティブ取引計	39,239	38,944	△294

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約(*3)	760,305	△20,972

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(7)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(6) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	94,880
組合出資金(*2)(*3)	29,402
合計	124,283

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について2,161百万円、組合出資金について6,588百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,162,000	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	872,442	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	56,541	—	—	—	—	—
買入金銭債権	204,384	4,069	16,521	971	—	195,778
有価証券						
満期保有目的の債券	15,293	74,892	316,250	182,910	375,575	145,400
うち国債	—	30,000	260,000	120,000	284,600	145,400
地方債	5,273	38,890	55,785	62,700	90,975	—
社債	10,020	6,002	465	210	—	—
其他有価証券のうち 満期があるもの	2,632,729	1,202,299	2,307,264	73,799	744,227	245,570
うち国債	2,369,900	629,361	1,838,300	50,000	659,700	185,100
地方債	17,858	1,032	46,712	6,600	74,131	—
社債	237,204	484,571	379,789	7,761	4,785	37,253
貸出金(*1)	7,215,878	4,352,123	2,882,372	1,771,121	2,207,865	7,587,006
外国為替	61,269	—	—	—	—	—
合計	12,220,540	5,633,385	5,522,407	2,028,801	3,327,668	8,173,755

(*1) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの247,180百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	29,716,335	2,367,808	871,453	12	—	—
譲渡性預金	1,112,690	6,900	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	393,243	—	—	—	—	—
売現先勘定	132,976	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	55,933	—	—	—	—	—
借入金	565,842	3,869	1,817	14,057	13,032	25,000
外国為替	3,085	—	—	—	—	—
社債(*2)	61,323	20,980	50,000	176,950	224,300	—
信託勘定借	376,687	—	—	—	—	—
合計	32,418,118	2,399,558	923,271	191,019	237,332	25,000

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債のうち、期間の定めのないもの316,944百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	369,606	339

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	375,290	377,848	2,557	3,346	789
地方債	223,811	228,595	4,784	4,842	58
合計	599,101	606,443	7,342	8,189	847

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	356,788	393,976	37,188	68,445	31,256
債券	6,431,166	6,374,615	△56,551	4,217	60,769
国債	5,653,432	5,596,702	△56,730	2,102	58,832
地方債	196,053	196,843	790	1,310	520
社債	581,680	581,069	△611	804	1,416
その他	308,732	295,500	△13,232	2,489	15,721
合計	7,096,686	7,064,091	△32,594	75,153	107,747

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、22,007百万円であります。

また「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	28,224,898	48,374	44,272

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	26,360
その他有価証券	
非上場株式	69,145
非上場内国債券	367,967

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	3,146,533	2,715,207	1,003,001	503,301
国債	2,809,850	1,955,215	745,277	461,649
地方債	12,938	168,252	239,464	—
社債	323,744	591,739	18,259	41,652
その他	20,277	69,083	30,911	179,478
合計	3,166,810	2,784,291	1,033,912	682,779

II 当連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	164

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	817,238	833,043	15,804
	地方債	239,271	248,288	9,017
	社債	12,520	12,730	210
	小計	1,069,029	1,094,061	25,032
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	13,995	13,885	△109
	社債	4,177	4,098	△78
	小計	18,172	17,984	△187
合計		1,087,202	1,112,046	24,844

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	401,479	257,750	143,728
	債券	2,168,101	2,154,228	13,872
	国債	1,275,403	1,268,368	7,035
	地方債	109,193	106,895	2,297
	社債	783,503	778,964	4,539
	その他	84,021	78,966	5,055
	小計	2,653,601	2,490,945	162,656
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	73,113	86,786	△13,673
	債券	4,877,914	4,900,897	△22,982
	国債	4,466,726	4,487,346	△20,620
	地方債	39,095	39,351	△255
	社債	372,093	374,200	△2,107
	その他	249,710	255,103	△5,392
	小計	5,200,738	5,242,787	△42,048
合計		7,854,340	7,733,733	120,607

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額75,659百万円)及び組合出資金(同24,657百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	19,639	6,970	120
債券	30,285,849	38,353	8,230
国債	29,753,577	35,227	8,143
地方債	161,069	828	81
社債	371,202	2,297	6
その他	447,644	4,051	2,010
合計	30,753,133	49,376	10,361

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,744百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

- 1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

II 当連結会計年度

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△44,484
その他有価証券	△44,484
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	12,166
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△32,318
(△)少数株主持分相当額	36
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	△32,345

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

II 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	109,501
その他有価証券	109,501
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	26,234
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	83,267
(△)少数株主持分相当額	190
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	52
その他有価証券評価差額金	83,129

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当連結会計年度末までに損益に反映させた額11,105百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っております。

お客様のニーズへの対応

当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っております。

金融資産・負債のヘッジ取引

貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利、為替及び株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでおります。

市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っております。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しております。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としております。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しております。

信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	438,541	—	1	1
	買建	50,536	3,187	32	32
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	7,965,117	4,929,830	130,344	130,115
	受取変動・支払固定	7,007,871	4,814,606	△99,954	△99,942
	受取変動・支払変動	2,683,000	1,603,000	323	323
	キャップ				
	売建	32,079	18,308	58	351
	買建	3,730	3,130	△6	△6
	フロー				
	売建	9,300	9,100	400	△154
	買建	50,486	49,612	1,021	898
	スワップション				
	売建	220,000	—	324	△44
	買建	114,100	4,100	239	55
	合計	—	—	31,218	31,630

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,140,591	2,955,939	△7,530	25,142
	為替予約				
	売建	604,832	196,665	△1,980	△1,980
	買建	1,204,566	672,236	△1,175	△1,175
	通貨オプション				
	売建	1,500,204	1,173,501	83,763	5,699
	買建	1,492,452	1,194,590	136,656	56,721
	合計	—	—	42,206	84,406

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	19,903	—	9	9
	買建	8,128	—	119	119
	債券先物オプション				
	売建	2,740	—	5	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	124	129

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	201,905	89,511	△302	△302
	買建	54,802	34,097	△8	△8
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	8,766,944	5,612,403	141,171	141,134
	受取変動・支払固定	7,582,317	5,700,326	△123,031	△123,031
	受取変動・支払変動	2,145,000	1,097,000	1,058	1,058
	キャップ				
	売建	71,933	63,739	△724	937
	買建	2,700	1,800	△5	△4
	フローアー				
	売建	9,000	9,000	438	△211
	買建	74,726	74,490	1,610	1,407
	スワップション				
売建	215,000	—	789	△94	
買建	3,300	2,300	46	20	
連結会社間 取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	104,400	93,500	2,047	2,047
	受取変動・支払固定	25,000	—	△151	△151
合計		—————	—————	21,933	22,802

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,933,122	2,717,249	△8,351	34,754
	売建	571,863	259,878	△1,152	△1,152
	買建	1,135,327	601,962	△17,075	△17,075
	通貨オプション 売建	1,627,359	1,334,474	92,475	11,863
	買建	1,693,574	1,382,516	168,882	66,758
合計		—————	—————	49,827	95,147

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物 売建	2,977	—	△16	△16
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション 売建	6,600	—	101	△37
	買建	2,625	—	2	△24
	合計	—————	—————	△115	△78

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	53,813	—	250	250
	買建	321	—	0	0
	債券先物オプション 売建	6,825	—	4	2
	買建	—	—	—	—
	合計	—————	—————	246	253

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産 ・負債	1,732,856	1,524,856	66,640
	受取変動・支払固定		1,215,000	1,070,000	△46,457
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	35,062	24,156	△294
	合計	———	———	———	19,888

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社 債等	421,882	284,332	△52,836

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。

また、適格退職年金制度を有している連結子会社は1社であります。

なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△351,043	△361,196
年金資産 (B)	449,914	497,099
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	98,871	135,902
未認識数理計算上の差異 (D)	41,414	△7,471
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	140,286	128,431
前払年金費用 (F)	146,993	138,253
退職給付引当金 (E) - (F)	△6,707	△9,821

(注) 1 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	9,511	9,584
利息費用	6,978	6,996
期待運用収益	△5,717	△3,784
数理計算上の差異の費用処理額	△7,358	7,648
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	1,298	1,085
退職給付費用	4,712	21,529

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	2.5%	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 1,087,369百万円 有価証券償却否認額 940,033 貸倒引当金損金算入 限度超過額 263,854 及び貸出金償却否認額 退職給付引当金 45,447 その他有価証券評価差額金 15,061 その他 110,236 繰延税金資産小計 2,462,002 評価性引当額 △2,098,458 繰延税金資産合計 363,544 繰延税金負債 退職給付信託設定益 △19,126 繰延ヘッジ利益 △15,370 国債評価減損金算入額 △10,081 その他有価証券評価差額金 △81 その他 △10,012 繰延税金負債合計 △54,672 繰延税金資産の純額 308,871百万円	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 有価証券償却否認額 921,965百万円 税務上の繰越欠損金 786,104 貸倒引当金損金算入 限度超過額 292,427 及び貸出金償却否認額 退職給付引当金 54,520 その他有価証券評価差額金 1,075 その他 92,585 繰延税金資産小計 2,148,678 評価性引当額 △1,834,530 繰延税金資産合計 314,148 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △26,234 退職給付信託設定益 △17,963 繰延ヘッジ利益 △9,821 未収配当金 △1,863 国債評価減損金算入額 △1,678 その他 △9,232 繰延税金負債合計 △66,793 繰延税金資産の純額 247,354百万円
2	連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 評価性引当額 6.35 のれん償却額 1.25 受取配当金益金不算入 △2.46 親会社と子会社の実効税率差 △1.57 その他 1.50 税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.70%	2	連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 繰越欠損金控除期限経過 133.34 のれん償却額 1.59 評価性引当額 △149.91 親会社と子会社の実効税率差 △2.04 受取配当金益金不算入 △1.43 その他 0.38 税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.56%

(企業結合等関係)

I 前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当ありません。

II 当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称：株式会社りそな銀行

事業の内容：銀行・信託業務

被結合企業

名称：りそな信託銀行株式会社

事業の内容：銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の連結子会社)を存続会社、りそな信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等記載すべき重要なものではありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものではありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 の子会社	株式会社 整理回収 機構	東京都 中野区	212,000	債権の管理・ 回収等	—	金銭貸借 関係	資金の返済	45,000	借入金	—
							借入金利息	935	その他負債	—
							自己株式 の取得	180,435	—	—

(注) 1. 借入金は劣後特約付借入金であり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。
連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等記載すべき重要なものはありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものはありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
役員	中村 重治	—	—	当社執行役 株式会社りそな銀行代表取締役	—	当社執行役 株式会社りそな銀行代表取締役	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	16	注1
役員 の近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	—	—	—	当社執行役 中村 重治の母 当社執行役 中村 重治の弟	資金の貸付	—	貸出金	16	注2
役員 の近親者	内川 通洋	—	—	—	—	当社執行役 野口 正敏の 義兄	資金の貸付	—	貸出金	13	注3
重要な子 会社の役員 の近親者	保持 啓太郎	—	—	—	—	株式会社りそな銀行取締役 廣富 靖以の義兄	資金の貸付	—	貸出金	22	注4
重要な子 会社の役員	荒井 隆男	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役	預金取引	—	預金	15	注5
重要な子 会社の役員 の近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役荒井隆男の父	預金取引	—	預金	81	注5
重要な子 会社の役員 の近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役荒井隆男の父	資金の貸付	—	貸出金	472	注6
重要な子 会社の役員 の近親者	荒井 邦夫 荒井 綾子	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役荒井隆男の兄 株式会社埼玉りそな銀行監査役荒井隆男の義姉	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	472	注7
重要な子 会社の役員 の近親者	寺井 誠一	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役梶田 邦治の兄	資金の貸付	—	貸出金	83	注8
重要な子 会社の役員 の近親者	寺井 真理子	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役梶田 邦治の義姉	資金の貸付	—	貸出金	29	注8
重要な子 会社の役員	本山 博久	—	—	株式会社近畿大阪銀行執行役員	—	株式会社近畿大阪銀行執行役員	資金の貸付	—	貸出金	10	注9

- (注) 1 当社役員
の近親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
- 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間14年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 4 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間18年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 5 株式会社埼玉りそな銀行の自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

- 6 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間26年、1ヶ月毎元利均等返済の株式会社埼玉りそな銀行貸付マンションローンであり、不動産担保の提供も受けております。
- 7 株式会社埼玉りそな銀行の役員の近親者への株式会社埼玉りそな銀行貸付マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
- 8 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間20年、1ヶ月毎元金均等返済の株式会社りそな銀行の証書貸付であり、不動産担保の提供も受けております。
- 9 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間15年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 10 寺井誠一および寺井眞理子は、当連結会計年度中に関連当事者でなくなっており、上記残高は関連当事者でなくなった時点の残高であります。
- 11 本山博久は平成21年5月31日に退任しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会
社の子会社等
記載すべき重要なものではありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等記載すべき重要なものはありません。

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものはありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
役員	中村 重治	—	—	当社執行役 株式会社りそな銀行代表取締役	—	当社執行役 株式会社りそな銀行代表取締役	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	16	注1
役員 の近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	—	—	—	当社執行役 中村 重治の母 当社執行役 中村 重治の弟	資金の貸付	—	貸出金	16	注2
重要な子 会社の役員 の近親者	保持 啓太郎	—	—	—	—	株式会社りそな銀行代表取締役 廣富靖以の義兄	資金の貸付	—	貸出金	21	注3
重要な子 会社の役員 の近親者	内川 通洋	—	—	—	—	株式会社りそな銀行常務執行役員 野口正敏の義兄	資金の貸付	—	貸出金	11	注4
重要な子 会社の役員 の近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役 荒井隆男の父	預金取引	—	預金	81	注5
重要な子 会社の役員 の近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役 荒井隆男の父	資金の貸付	—	貸出金	455	注6
重要な子 会社の役員 の近親者	荒井 邦夫 荒井 綾子	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役 荒井隆男の兄 株式会社埼玉りそな銀行監査役 荒井隆男の義姉	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	455	注7
重要な子 会社の役員	本山 博久	—	—	株式会社近畿大阪銀行執行役員	—	株式会社近畿大阪銀行執行役員	資金の貸付	—	貸出金	10	注8

- (注) 1 当社役員
の近親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
- 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間18年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 4 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間14年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 5 株式会社埼玉りそな銀行の自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
- 6 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間26年、1ヶ月毎元利均等返済の株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンであり、不動産担保の提供も受けております。
- 7 株式会社埼玉りそな銀行の役員
の近親者への株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
- 8 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間15年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 9 本山博久は、当連結会計年度中に関連当事者でなくなっており、上記残高は関連当事者でなくなった時点の残高であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△303.63	44.77
1株当たり当期純利益金額	円	76.27	88.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	53.83	52.94

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,178,084	2,271,897
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,504,743	2,220,374
うち少数株主持分	百万円	129,921	125,326
うち優先株式	百万円	2,336,561	2,061,561
うち優先配当額	百万円	38,260	33,487
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	△326,659	51,523
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,075,824	1,150,789

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	123,910	132,230
普通株主に帰属しない金額	百万円	38,260	33,487
うち優先配当額	百万円	38,260	33,487
普通株式に係る当期純利益	百万円	85,649	98,743
普通株式の期中平均株式数	千株	1,122,938	1,117,924
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	32,084	24,671
うち優先配当額	百万円	32,084	24,671
普通株式増加数	千株	1,064,003	1,213,170
うち優先株式	千株	1,064,003	1,213,170
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	己種第一回優先株式 (発行済株式総数 8,000千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>子会社の企業結合に関する重要な後発事象等</p> <p>平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。</p> <p>1. 合併の目的 両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法、合併後の会社の名称 株式会社りそな銀行を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。</p> <p>3. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。</p>	<p>———</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債	平成16年8月12日	50,000	—	1.28	なし	平成21年8月12日
	第2回無担保社債	平成16年12月17日	30,000	—	0.84	なし	平成21年12月17日
	第3回無担保社債	平成17年6月24日	30,000	30,000 [30,000]	0.69	なし	平成22年6月24日
	第5回無担保社債	平成17年12月20日	30,000	30,000 [30,000]	1.09	なし	平成22年12月17日
	第6回無担保社債	平成18年12月15日	30,000	—	1.32	なし	平成21年12月15日
	第7回無担保社債	平成18年12月15日	20,000	20,000	1.64	なし	平成23年12月15日
	第8回無担保社債	平成20年5月30日	30,000	30,000	1.70	なし	平成25年6月20日
株式会社りそな銀行 (注)1	劣後特約付社債	平成16年9月24日 ～平成22年3月4日	498,332 (1,798,273 千ユーロ) (1,299,395 千米ドル) (400,000 千英ポンド)	622,476 (1,498,644 千ユーロ) (1,299,481 千米ドル) (335,000 千英ポンド)	0.8225 ～ 5.986	なし	平成26年9月24日 ～永久
株式会社 埼玉りそな銀行	劣後特約付社債	平成18年3月8日 ～平成21年12月17日	95,000	105,500	0.83063 ～2.181	なし	平成28年3月8日 ～永久
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	劣後特約付社債	平成9年3月27日	10,000	10,000	4.25	なし	永久
P. T. Bank Resona Perdania (注)1	普通社債	平成19年12月5日	1,105 (133,135 百万インドネ シアルピア)	1,314 [1,314] (134,108 百万インドネ シアルピア)	9.6	なし	平成22年12月6日
	普通社債	平成20年4月16日	820 (98,885 百万インドネ シアルピア)	973 (99,380 百万インドネ シアルピア)	10.9	なし	平成23年4月15日
合計	—	—	825,258 (1,798,273 千ユーロ) (1,299,395 千米ドル) (400,000 千英ポンド) (232,020 百万インドネ シアルピア)	850,264 (1,498,644 千ユーロ) (1,299,481 千米ドル) (335,000 千英ポンド) (233,488 百万インドネ シアルピア)	—	—	—

(注) 1 「前期末残高」、「当期末残高」欄の()内は、外貨建発行によるもの(内書き)であります。

2 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

3 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額にて記載しております。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	61,314	20,973	—	30,000	20,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	647,508	623,620	0.33	—
借入金	647,508	623,620	0.33	平成22年4月～ 平成33年3月
リース債務	31,077	31,855	0.34	平成22年4月～ 平成27年2月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	565,842	3,035	834	1,529	287
リース債務 (百万円)	9,300	9,330	8,246	4,147	830

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
経常収益(百万円)	214,450	246,884	213,709	212,164
税金等調整前四半期 純利益金額 (百万円)	39,133	49,940	68,395	18,587
四半期純利益金額 (百万円)	54,712	30,881	35,525	11,111
1株当たり四半期純 利益金額(円)	50.85	28.21	30.87	9.65

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 第4四半期の1株当たり四半期純利益金額は、平成22年3月31日を基準日とする優先株式配当額(33,487百万円)を控除しておりません。なお、当該優先配当額を控除して計算した場合の第4四半期の1株当たり四半期純損失金額は、△19.44円であります。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	501	371
有価証券	¹ 745,100	¹ 558,700
前払費用	1	7
繰延税金資産	34,743	82
未収収益	35	20
未収入金	¹ 34,747	¹ 38,890
未収還付法人税等	36,101	6,539
流動資産合計	851,231	604,611
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	² 7	² 6
有形固定資産合計	7	6
無形固定資産		
商標権	42	30
ソフトウェア	7	5
無形固定資産合計	49	35
投資その他の資産		
関係会社株式	1,108,147	1,119,003
関係会社長期貸付金	³ 70,000	³ 89,500
その他	5	4
投資損失引当金	1,082	4,016
投資その他の資産合計	1,177,070	1,204,491
固定資産合計	1,177,127	1,204,534
資産合計	2,028,359	1,809,145

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	110,000	60,000
未払金	257	375
未払費用	653	385
未払法人税等	21	16
未払消費税等	45	0
賞与引当金	327	279
その他	2,465	184
流動負債合計	113,771	61,242
固定負債		
社債	110,000	50,000
固定負債合計	110,000	50,000
負債合計	223,771	111,242
純資産の部		
株主資本		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金		
資本準備金	327,201	327,201
その他資本剰余金	269,498	176,898
資本剰余金合計	596,700	504,099
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	967,482	953,442
利益剰余金合計	967,482	953,442
自己株式	86,795	86,840
株主資本合計	1,804,588	1,697,902
純資産合計	1,804,588	1,697,902
負債純資産合計	2,028,359	1,809,145

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	178,463	32,077
関係会社受入手数料	5,665	4,733
関係会社貸付金利息	1,448	2,238
営業収益合計	185,577	39,048
営業費用		
借入金利息	935	—
社債利息	2,663	2,070
社債発行費	121	—
販売費及び一般管理費	※1 4,734	※1 4,295
営業費用合計	8,455	6,366
営業利益	177,122	32,681
営業外収益		
有価証券利息	※2 1,989	※2 598
受取手数料	133	115
還付加算金	61	18
その他	75	0
営業外収益合計	2,259	732
営業外費用		
株式交付費	—	797
自己株式取得費用	33	—
その他	0	9
営業外費用合計	33	807
経常利益	179,348	32,606
特別損失		
関係会社株式評価損	3,119	360
投資損失引当金繰入額	1,082	4,016
過年度損益修正損	108	—
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	4,311	4,377
税引前当期純利益	175,037	28,229
法人税、住民税及び事業税	△34,492	△41,410
過年度法人税等	4,213	—
法人税等調整額	31,210	34,660
法人税等合計	932	△6,749
当期純利益	174,105	34,979

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	327,201	327,201
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	327,201	327,201
その他資本剰余金		
前期末残高	449,953	269,498
当期変動額		
新株の発行	—	178,650
自己株式の処分	△19	△0
自己株式の消却	△180,435	△271,250
当期変動額合計	△180,455	△92,600
当期末残高	269,498	176,898
資本剰余金合計		
前期末残高	777,155	596,700
当期変動額		
新株の発行	—	178,650
自己株式の処分	△19	△0
自己株式の消却	△180,435	△271,250
当期変動額合計	△180,455	△92,600
当期末残高	596,700	504,099
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	837,626	967,482
当期変動額		
剰余金の配当	△44,249	△49,019
当期純利益	174,105	34,979
当期変動額合計	129,855	△14,039
当期末残高	967,482	953,442
利益剰余金合計		
前期末残高	837,626	967,482
当期変動額		
剰余金の配当	△44,249	△49,019
当期純利益	174,105	34,979
当期変動額合計	129,855	△14,039
当期末残高	967,482	953,442

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
自己株式		
前期末残高	△1,280	△86,795
当期変動額		
自己株式の取得	△266,256	△271,302
自己株式の処分	306	6
自己株式の消却	180,435	271,250
当期変動額合計	△85,514	△45
当期末残高	△86,795	△86,840
株主資本合計		
前期末残高	1,940,702	1,804,588
当期変動額		
新株の発行	—	178,650
剰余金の配当	△44,249	△49,019
当期純利益	174,105	34,979
自己株式の取得	△266,256	△271,302
自己株式の処分	287	6
当期変動額合計	△136,114	△106,685
当期末残高	1,804,588	1,697,902
純資産合計		
前期末残高	1,940,702	1,804,588
当期変動額		
新株の発行	—	178,650
剰余金の配当	△44,249	△49,019
当期純利益	174,105	34,979
自己株式の取得	△266,256	△271,302
自己株式の処分	287	6
当期変動額合計	△136,114	△106,685
当期末残高	1,804,588	1,697,902

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価法により行っております。	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 工具、器具及び備品：2年～20年 (2) 無形固定資産 商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	同左
3 繰延資産の処理方法	社債発行費は支出時に一括費用処理しております。	株式交付費は支出時に一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	同左
5 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
7 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左

【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)																																																
※1	関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。 有価証券 745,100百万円 未収入金 34,747百万円	※1	関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。 有価証券 558,700百万円 未収入金 38,890百万円																																															
※2	有形固定資産の減価償却累計額は41百万円であります。	※2	有形固定資産の減価償却累計額は35百万円であります。																																															
※3	関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※3	同左																																															
4	<p>4 配当制限</p> <p>当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table border="0"> <tr> <td>丙種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>68円</td> </tr> <tr> <td>己種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>185円</td> </tr> <tr> <td>第1種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>31.90円</td> </tr> <tr> <td>第2種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>31.90円</td> </tr> <tr> <td>第3種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>31.90円</td> </tr> <tr> <td>第4種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>992.50円</td> </tr> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>918.75円</td> </tr> <tr> <td>第9種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>325.50円</td> </tr> </table>	丙種第一回優先株式	1株につき	68円	己種第一回優先株式	1株につき	185円	第1種第一回優先株式	1株につき	31.90円	第2種第一回優先株式	1株につき	31.90円	第3種第一回優先株式	1株につき	31.90円	第4種優先株式	1株につき	992.50円	第5種優先株式	1株につき	918.75円	第9種優先株式	1株につき	325.50円	<p>4 配当制限</p> <p>当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table border="0"> <tr> <td>丙種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>68円</td> </tr> <tr> <td>己種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>185円</td> </tr> <tr> <td>第1種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>28.68円</td> </tr> <tr> <td>第2種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>28.68円</td> </tr> <tr> <td>第3種第一回優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>28.68円</td> </tr> <tr> <td>第4種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>992.50円</td> </tr> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>918.75円</td> </tr> <tr> <td>第6種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>386.51円</td> </tr> </table>	丙種第一回優先株式	1株につき	68円	己種第一回優先株式	1株につき	185円	第1種第一回優先株式	1株につき	28.68円	第2種第一回優先株式	1株につき	28.68円	第3種第一回優先株式	1株につき	28.68円	第4種優先株式	1株につき	992.50円	第5種優先株式	1株につき	918.75円	第6種優先株式	1株につき	386.51円
丙種第一回優先株式	1株につき	68円																																																
己種第一回優先株式	1株につき	185円																																																
第1種第一回優先株式	1株につき	31.90円																																																
第2種第一回優先株式	1株につき	31.90円																																																
第3種第一回優先株式	1株につき	31.90円																																																
第4種優先株式	1株につき	992.50円																																																
第5種優先株式	1株につき	918.75円																																																
第9種優先株式	1株につき	325.50円																																																
丙種第一回優先株式	1株につき	68円																																																
己種第一回優先株式	1株につき	185円																																																
第1種第一回優先株式	1株につき	28.68円																																																
第2種第一回優先株式	1株につき	28.68円																																																
第3種第一回優先株式	1株につき	28.68円																																																
第4種優先株式	1株につき	992.50円																																																
第5種優先株式	1株につき	918.75円																																																
第6種優先株式	1株につき	386.51円																																																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。	※1	販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。
	給料・手当 2,757百万円		給料・手当 2,989百万円
	業務委託料 657百万円		業務委託料 446百万円
	賞与引当金繰入額 327百万円		賞与引当金繰入額 279百万円
	支払手数料 378百万円		支払手数料 306百万円
	減価償却費 20百万円		減価償却費 16百万円
※2	営業外収益のうち関係会社との取引	※2	営業外収益のうち関係会社との取引
	有価証券利息 1,989百万円		有価証券利息 598百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度		当事業年度末 株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
普通株式	千株 438	千株 63,920	千株 226	千株 64,133	注2
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	27,220	27,220	—	注3
戊種第一回優先株式	—	957	957	—	注3
第2種第一回優先株式	—	0	0	—	注4
合計	438	92,098	28,404	64,133	

(注) 1 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び優先株式の各1株を100株に分割しております。株式数は前期末に当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。

2 増加は取締役会決議に基づく取得(63,507千株)及び端株・単元未満株式の買取(413千株)によるものであり、減少は端株・単元未満株式の処分によるものであります。

3 増加は取締役会決議に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

4 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の処分によるものであります。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度		当事業年度末 株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
普通株式	千株 64,133	千株 40	千株 4	千株 64,168	注1
種類株式					
第9種優先株式	—	10,000	10,000	—	注2
合計	64,133	10,040	10,004	64,168	

(注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 13百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 12百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産 1百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1百万円 1年超 0百万円 合計 <u>1百万円</u> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <hr style="width: 10%; margin: 10px auto;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 0百万円 減価償却費相当額 0百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、時価を把握することが
極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,119,003
関連会社株式	—
合計	1,119,003

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 関係会社株式償却否認額 791,865百万円 税務上の繰越欠損金 240,521 その他 141 <hr/> 繰延税金資産小計 1,032,528 評価性引当額 △997,785 <hr/> 繰延税金資産の純額 34,743百万円	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 関係会社株式償却否認額 792,011百万円 税務上の繰越欠損金 19,187 投資損失引当金否認額 1,631 その他 120 <hr/> 繰延税金資産小計 812,950 評価性引当額 △812,868 <hr/> 繰延税金資産の純額 82百万円
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 過年度法人税等 2.40 受取配当金益金不算入 △41.42 評価性引当額 △0.79 その他 △0.29 <hr/> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.53%	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 繰越欠損金控除期限経過 646.91 評価性引当額 △655.05 受取配当金益金不算入 △46.16 過年度法人税等 △10.30 その他 0.06 <hr/> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △23.91%

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△530.04	△345.10
1株当たり当期純利益金額	円	120.97	1.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	76.78	1.28

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,804,588	1,697,902
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,374,822	2,095,048
うち優先株式	百万円	2,336,561	2,061,561
うち優先配当額	百万円	38,260	33,487
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	△570,234	△397,146
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,075,824	1,150,789

- 2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	174,105	34,979
普通株主に帰属しない金額	百万円	38,260	33,487
うち優先配当額	百万円	38,260	33,487
普通株式に係る当期純利益	百万円	135,844	1,492
普通株式の期中平均株式数	千株	1,122,938	1,117,924
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	32,084	—
うち優先配当額	百万円	32,084	—
普通株式増加数	千株	1,064,003	46,147
うち優先株式	千株	1,064,003	46,147
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません	丙種第一回優先株式 (発行済株式数12,000千株) 己種第一回優先株式 (発行済株式数8,000千株) 第1種第一回優先株式 (発行済株式数275,000千株) 第2種第一回優先株式 (発行済株式数281,780千株) 第3種第一回優先株式 (発行済株式数275,000千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日まで)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
該当ありません	—	—
計	—	—

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
該当ありません	—	—
計	—	—

【その他】

種類及び銘柄			券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	株式会社りそな銀行 譲渡性預金	558,700	558,700
計			558,700	558,700

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	—	—	—	42	35	2	6
有形固定資産計	—	—	—	42	35	2	6
無形固定資産							
商標権	—	—	—	117	87	11	30
ソフトウェア	—	—	—	13	8	2	5
無形固定資産計	—	—	—	131	96	14	35

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		当期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
投資損失引当金	1,082	4,016	1,082	—	4,016
賞与引当金	327	279	327	—	279
計	1,409	4,295	1,409	—	4,295

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成22年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

流動資産
現金及び預金

区分	金額(百万円)
預金	
当座預金	371
合計	371

固定資産
関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
株式会社りそな銀行	798,614
株式会社埼玉りそな銀行	195,302
株式会社近畿大阪銀行	98,407
りそなキャピタル株式会社 他7社	26,679
合計	1,119,003

流動負債
1年内償還予定の社債

区分	金額(百万円)
第3回無担保社債	30,000
第5回無担保社債	30,000
合計	60,000

固定負債
社債

区分	金額(百万円)
第7回無担保社債	20,000
第8回無担保社債	30,000
合計	50,000

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/hd/index.html
株主に対する特典	ありません

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 自 平成20年4月1日
(第8期) 至 平成21年3月31日 | 平成21年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | 平成21年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 訂正発行登録書
平成20年7月3日に提出した発行登録書及びその
添付書類に係る訂正発行登録書であります。 | 平成21年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券届出書(第三者割当増資)
及びその添付書類 | 平成21年7月31日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 四半期報告書及び確認書
第9期第1四半期 自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日 | 平成21年8月13日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書
平成20年7月3日に提出した発行登録書及びその
添付書類に係る訂正発行登録書であります。 | 平成21年8月13日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(4)に係る訂正有価証券届出書であります。 | 平成21年8月13日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及
び第2項第2号(優先株式の発行)の規定に基づく臨
時報告書であります。 | 平成21年10月30日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 訂正発行登録書
平成20年7月3日に提出した発行登録書及びその
添付書類に係る訂正発行登録書であります。 | 平成21年10月30日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 四半期報告書及び確認書
第9期第2四半期 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日 | 平成21年11月26日
関東財務局長に提出。 |

- | | |
|--|---------------------------|
| (11) 訂正発行登録書
平成20年7月3日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。 | 平成21年11月26日
関東財務局長に提出。 |
| (12) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
上記(5)に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | 平成21年12月22日
関東財務局長に提出。 |
| (13) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
上記(10)に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | 平成21年12月22日
関東財務局長に提出。 |
| (14) 訂正発行登録書
平成20年7月3日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。 | 平成21年12月22日
関東財務局長に提出。 |
| (15) 四半期報告書及び確認書
第9期第3四半期 自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日 | 平成22年2月10日
関東財務局長に提出。 |
| (16) 訂正発行登録書
平成20年7月3日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。 | 平成22年2月10日
関東財務局長に提出。 |
| (17) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
上記(1)に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | 平成22年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (18) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(議決権行使結果)に基づく臨時報告書であります。 | 平成22年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (19) 訂正発行登録書
平成20年7月3日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。 | 平成22年6月28日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社りそなホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社りそなホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月22日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 澤 茂 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あや子 ⑨

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社りそなホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社りそなホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧	野	あや子	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月28日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 檜垣 誠司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号 (平成22年6月25日から本店所在地 大阪市中央区備後町二丁目2番1号が上記の ように移転しております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス大阪本社 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長檜垣誠司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社13社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、会社と、各事業拠点の前連結会計年度の経常収益、総資産（ともに連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から各々合算していき、前連結会計年度の連結経常収益、連結総資産のいずれかが概ね2/3に達している2事業拠点を加えた3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券等に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月28日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 檜垣誠司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
	(平成22年6月25日から本店所在地 大阪市中央区備後町二丁目2番1号が上記のように移転しております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス大阪本社 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第9期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。